

第二十二回
参議院
商工委員會會議錄
第三十号

四四一

昭和三十年七月二十二日(金曜日)午後
二時一分開会

出席者は左の通り。

理事

古池	信三君
高橋	衛君
山川	良一君
三輪	貞治君

委員

梅野	河野	上林	松平	上原
三朗君	謙三君	忠次君	勇雄君	正吉君

國務大臣
通商産業大臣
政府委員

常任委員 會專門員	小田橋貞寿君
常任委員 會專門員	桑野 仁君
常任委員 會專門員	内田源兵衛君

今日の会議に付した案件

○經濟自立方策に関する調査の件

○派遺委員の報告

○石油資源開發株式會社法案（內閣提出、衆議院送付）

○石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○理事（古池信三君）　ただいまから商工委員会を開会いたします。

まず最初に、大蔵省北島税関部長から、ガット関税の問題について、御説明を願いたいと存じます。

○政府委員（北島武雄君）　ガットと申しますと、関税及び貿易に関する一般協定、英語で申しますとジエネラル・

先決問題であるという観点に立ちまして、二十三国の間で関税交渉をいたしました。その効果を各加盟国の間におきまして最惠国約款に及ぼす関税上の措置のほか、なお通商上の諸種の障害を除去するところの協定を結んだのがこの始まりであります。当初の加入国は二十三国国でありましたが、その後アンシー及びトーキーにおきまし

盟国が相互に関税交渉をいたしましたし、高かったところの関税を相互に引き下げ、あるいは据え置き約束をすること等によりまして、そういう関税上の障壁をできるだけ低減していくということ、並びにその他の通商上の障壁をできるだけ除去するという目的であるのであります。

て関税交渉をいたしまして、逐次加盟
国がふえて参りました、現在では三十
四カ国がこれに加盟いたしておりま
す。このうちソ連圏からはチェコスロ
バキア一國のみが加盟しておるのであ
ります。この三十四カ國の加盟してお
ります國々の貿易総額は現在の世界貿
易の総額の約八割を占める大きな規模
と相なっております。

ただ、現在の関税及び貿易に関する
一般協定は、実を申しますと、正式に
はいまだほんとうは発効しておらない
のであります、その当時の国際情勢

わが国の加盟問題のいきさつを申し上げますと、昭和二十七年の七月に、わが国から正式にガット加入を申請いたしましたのでございましたが、その当時におきましては、英國、フランス初め、英連邦諸國が日本のガット加入に反対いたしましたので、昭和二十七年の秋の總會におきましては、何らこれにつきまして積極的な解決は見なかったのでございます。翌年昭和二十八年になりまして、アメリカの現政權が成立後、対外經濟政策を根本的に再検討するまでは大規模な關稅交渉ができないとい

年のこの情勢を見まして、昨年の夏の会期間委員会におきまして日本をガットに加入させるための関税交渉を一九五五年、すなわち今年の二月二十一日からジュネーヴにおいて開催するということを経済院に勧告する旨の決議案を採択いたしました。これが昨年の秋の総会におきまして、現加盟の三十四カ国の中の二十七カ国の賛成を得まして、いよいよことしの二月二十一日から正式に日本をガットに入れるための関税交渉を開く、ということに相なったわけでございます。

今回、日本が交渉いたしました国は十七カ国でございます。まずもってガットの事務局から日本をガットに入させるための関税交渉すること、賛成の國を各國糺釐いたしましたして、その結果、あらかじめ昨年中から日本と関税交渉をする用意ありという國々との間に、お互いの要求表を交換しておりまして、これに對しまして相互にこれに對する回答を研究の上、ジュネーヴに持ち寄った、こういう次第でございます。できるだけ多くの國と関税交渉をいたしますことは、これはわが國

の対外貿易を促進させる上において効果があることはもちろんでございますが、そののみならず、結局多くの国と関税交渉をいたしますことは、それだけ日本のガット加入に賛成する国を多く獲得することになりますので、代表団といたしましては極力多くの国と関税交渉をすべく誘引にこれ努めたわけでございます。結果におきまして、関税交渉ができました国は十七カ国であります。この国々をちよつと地域別に御紹介申し上げます、北米及び中南米でございますが、これはまず御承知の通りに、北米におきましてはアメリカ合衆国及びカナダ、中米におきましてはドミニカ共和国、ニカラグア、それから南米におきましてはチリ、ウルグアイ、ペルー、北米及び中南米におきましてはこの七カ国でございます。東ア地域におきましてはインド、ビルマ、パキスタン、この三カ国、欧州方面におきましてはギリシャ、イタリア、ドイツ、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェーの七カ国。合計いたしました十七カ国と関税交渉ができたのであります。なお、このほか関税交渉には至りませんでしたが、日本との間に相互にガットによるところの最惠国待遇を与え合おうという文書交換した国が、そのほかにセイロンとトルコの二カ国あるのであります。結局何らかの意味におきまして協定いたしました国が十九カ国であります。

先ほど申しましたように、できるだけ多くの国を関税交渉に誘引すべく代表団としてこれ努めたのであります。が、もちろんあらかじめ英国、フランス、豪州、ニュージーランド、南ア連

邦、南ローデシア、チエコスロバキア、オーストリア、こういう国々は当初から日本とは関税交渉をしないと云っておりましたので、誘引する余地もなかったものであります。その他の国々で比較的態度のあいまいだった国につきましては、現地におきまして、あるいは直接相手国に萩原首席代表が乗り込み、あるいはまた出先の在外公館を通じて誘引にこれ努めたのであります。これらの国々を御紹介いたしますと、ブラジル、ハイチ、インド、ペルギー、オランダ、ルクセンブルグ、いわゆるベネルルクス三国、こういう国々であります。しかしこれらの国々は、あるいは国内事情から、あるいは日本商品に対する特殊な条件の問題から、ついにわが国との関税交渉には入ってこなかったものであります。

関税交渉は二月二十一日から開催されました、十七カ国の間にそれぞれ回答表交換の上、二十数次にわたりまして交渉をいたしまして、結局六月七日及びその付属議事書がき上ったのであります。御承知の通り、六月七日から加盟国の手続のために回報されております。今後の手続といたしましては、日本をガットに加入させるための条件に関する議定書、目下国会で御審議中でございますが、この議定書に付属いたしました、日本のガット加入に同意する決定書というものが別に各国に流されております。この日本の加入に同意するといふ旨の意思表示を八月十一日までに加盟国が事務局に通告することになっております。八月十一日まで現在の加盟国三十四カ国の三分の二、二十三カ国以上が日本の加入に賛

成といふ旨をガット事務局に通告いたしますと、それから後三十日間、すなわち九月十日に日本のガット加入が実現する、こういう段取りに相なっております。

すでに議定書には十四カ国が調印したしております、わが国の加入に賛成する決定書の方にはまだ十一カ国しか通告いたしておりませんが、ただわが国と関税交渉いたしました十七カ国、そのほか先ほど申しましたように、お互いに最惠国待遇を与え合ふという約束をいたしましたセイロンとトルコ、この二カ国を合せまして十九カ国は、もちろん日本のガット加入に賛成であると思ひますが、なおそのほか、現在まだ政府がはっきり態度を表明しておりませんので、私が積極的に申し上げるのはちよつと工合が悪いのでございまして、一応政府部内におきましては二十三カ国の賛成は当然得られるものと期待しているものであります。従いまして、九月十日には、よほどのことのない限り、日本のガット加入は実現するだろう、こういうふうに予想しております。

今回の関税交渉によりまして各国が譲許いたしました税率の数を申し上げますと、アメリカ以下十七カ国、税率の数といたしまして二百八十八になりまして、この二百八十八の中に現行税率の引き下げとなりましたものが二百十五でございます。あとの七十三税率が現行税率の据え置きということに相なっております。これに對しましてわが国が譲許いたしましたものは二百四十八でありまして、このうち現行税率の引き下げとなりましたのが七十五、残りの百七十三税率は現行税率を据え

置くといふことで協定がきまつたわけでございます。

今回の関税交渉につきまして代表団といたしましては、その率といい、あるいは量といい、最も重点を置きましたのは、申すまでもなく、アメリカとの関税交渉でございます。御承知の通りに、アメリカの関税率というのは一般的には非常に高いのでございまして、前三回の関税交渉によりまして譲許された税率もかなり上つております。しかし、何分にも日本は今までアメリカと関税交渉する機会がござい

ませんでしたので、日本の主要産物につきましてはガット税率の低い、すなわち非常に高い関税率のまま残されておつたのが非常に多くあつたのであります。代表団といたしましてはこれらの品目につきまして、極力アメリカ側の大統領の最高限度までの引き下げを要求したのであります。結果におきまして、アメリカから得ました譲許税率の数が百九十六ございまして、このうち引き下げと相なりましたのが百七十九、残りの十七が現行税率の据え置きでございます。この引き下げとなりました百七十九の税率の中で大統領の最高限度の引き下げ、すなわち当時の互恵通商協定法によりまして、千九百四十五年一月一日現在の関税率に對しまして、大統領は五〇%の範囲内において関税を下げることを可能にすることになっております。すなわちこの限度まで引き下げになりましたのが百七十九の中の九十に上つておりました、約半数が大統領の権限の最大限度の引き下げをいたしております。これをすでに過去三回におきまして、アメリカが各国に譲許いたしましたその割合に比べ

まして、今回の関税交渉によりまして、アメリカが既往の三回の交渉において各国に与えたはる近い程度の譲許をわが国に与えてくれたものと思ふのであります。

品目につきましては、特にわが方といたしまして対米重要輸出品でありますところのなまマグロの缶詰、綿織物、絹織物、陶磁器、竹製品、玩具、真珠あるいはグルタミン酸ソーダ、こういったものにつきましては極力引き下げを要求したのであります。一番問題になりましたのは、何と申しまして、マグロ缶詰の問題と陶磁器の問題でございます。御承知の通りに、アメリカの関税問題が非常に大きくこの数年クロージアップされております。何かの機会にこの関税引き上げ運動が起つておつた次第であります。今回の関税交渉におきまして、十分とは申しませんが、とにかくなまマグロ及び冷凍マグロにつきましては、現行無税の税率を据え置くという約束になりました。ただし、これは全品目ではございせんが、わが国がアメリカへ輸出しておりますところのなまマグロの對象でありますところのビンチョウウマグロについてだけ無税にしようといふことになりました。なお油漬のなまマグロ缶詰につきましては、現在四五%の関税率でございまして、三五%まで引き下げるといふことになっております。また塩水漬のなまマグロ缶詰でございますが、これは一二・五%の関税率であります。低いといふので非常にアメリカの国内的に問題があつたのであります。これは現行税率に据え置くという約束になったのでございまして、ただし、アメリカの前年

中のマクロの併結の生産量の二割に達するまでは一二・五%の関税率を適用するといふ約束でございます。これをこえま

すといふうちに高い税率になるかと申しますと、現行ではそうならないのでありまして、かりに現在のアメリカの税率が変更されて、一二・五%というの

はアメリカとアイスランドとの協定によつてそうなるのであります。もしアイスランドとの協定が破棄され

ますと、直ちに二五%になる運命になつておりますが、かりにアメリカとアイスランドとの協定が破棄されても、二五%の関税率に復してしまつても、ア

メリカの国内に非常な引き上げ運動があつたのでありまして、従来高い関税率のために日本の業界は悩んでお

つたのであります。この二つにございまして、もちろん当方の要求通りではございませ

せんけれども、たとへば磁器につ

きまして従来常識的なものといつたしましては、一ダース当り十セント・プラス七〇%というより高い関税率でござ

いました。今一ダース当り十セント・プラス四〇%という関税率と、一ダース当り十セント・プラス六〇%、

一ダース当り十セント・プラス八〇%、一ダース当り十セント・プラス一〇〇%、

一ダース当り十セント・プラス一二〇%、一ダース当り十セント・プラス一四〇%、

一ダース当り十セント・プラス一六〇%、一ダース当り十セント・プラス一八〇%、

一ダース当り十セント・プラス二〇〇%、一ダース当り十セント・プラス二二〇%、

一ダース当り十セント・プラス二四〇%、一ダース当り十セント・プラス二六〇%、

一ダース当り十セント・プラス二八〇%、一ダース当り十セント・プラス三〇〇%、

一ダース当り十セント・プラス三二〇%、一ダース当り十セント・プラス三四〇%、

一ダース当り十セント・プラス三六〇%、一ダース当り十セント・プラス三八〇%、

一ダース当り十セント・プラス四〇〇%、一ダース当り十セント・プラス四二〇%、

一ダース当り十セント・プラス四四〇%、一ダース当り十セント・プラス四六〇%、

一ダース当り十セント・プラス四八〇%、一ダース当り十セント・プラス五〇〇%、

一ダース当り十セント・プラス五二〇%、一ダース当り十セント・プラス五四〇%、

一ダース当り十セント・プラス五六〇%、一ダース当り十セント・プラス五八〇%、

一ダース当り十セント・プラス六〇〇%、一ダース当り十セント・プラス六二〇%、

一ダース当り十セント・プラス六四〇%、一ダース当り十セント・プラス六六〇%、

一ダース当り十セント・プラス六八〇%、一ダース当り十セント・プラス七〇〇%、

一ダース当り十セント・プラス七二〇%、一ダース当り十セント・プラス七四〇%、

一ダース当り十セント・プラス七六〇%、一ダース当り十セント・プラス七八〇%、

一ダース当り十セント・プラス八〇〇%、一ダース当り十セント・プラス八二〇%、

一ダース当り十セント・プラス八四〇%、一ダース当り十セント・プラス八六〇%、

一ダース当り十セント・プラス八八〇%、一ダース当り十セント・プラス九〇〇%、

一ダース当り十セント・プラス九二〇%、一ダース当り十セント・プラス九四〇%、

一ダース当り十セント・プラス九六〇%、一ダース当り十セント・プラス九八〇%、

一ダース当り十セント・プラス一〇〇〇%、一ダース当り十セント・プラス一〇二〇%、

一ダース当り十セント・プラス一〇四〇%、一ダース当り十セント・プラス一〇六〇%、

一ダース当り十セント・プラス一〇八〇%、一ダース当り十セント・プラス一〇一〇〇%、

これも全額国庫負担を原則とするけれども、不足の場合は三分の一以内程度の業者負担とすべきであるとの要望がございました。さらに、買取する採掘権及び鉱業施設の評価基準については、買取代金は整理炭鉱の正常なる負債、人員整理資金、鉱害賠償金等を支弁するよう特別措置を講ずべきである。次に、買取の対象については、一、天災その他不可抗力のため、申し込みの目前に事業休止のやむなきに至ったもの、または六カ月前に休止したもの、または事情の特殊なもの、二、租鉱権自体並びに租鉱権自体の鉱業施設をもその対象とすべきであるという問題が提起されたのであります。特に後者の租鉱権については、参考人とは別に、現地におります間に種々なる陳情がありましたことを付言いたしておきます。

それから西九州石炭鉱業会代表より個別的意见として、一、買取炭鉱の対象は、中小炭鉱のみに重点を置かず、大手の老朽炭鉱をも対象とすべきではないか、二、合理化資金は縦坑開発資金のみでなく、採掘、運搬系統設備の合理化も含むようにしてもらいたい等の要望がございました。

また、山口石炭鉱業会代表の特殊な要望がございまして、当該地区の特殊事情、すなわち山口炭の炭質が、カロリーは低いが灰分が少く、揮発分が多いため、特殊需要、たとえば化学工業原料としての効用と需要が多く、同カロリーの九州炭と比較して割高である等の点よりして、標準炭価の適用についてはこの山口炭の特徴を十分考慮してもらいたい。さらに坑口の開設制限に関する運用についても特殊事情

を勘案されたいとのことであります。次に、労働組合関係者の御意見について申し上げますが、炭鉱労働組合関係者は、炭労九州本部長、これは全炭鉱福岡地区及び同じく山口地区の代表者の方々が出席されたのであります。労働組合の方々の御意見は、すべて本法案に絶対反対の意思表示をせられたのであります。反対理由の一致しております点は、まず第一に、本法案は労働者の整理と賃金ストップ等、いわゆる労働者の犠牲において大資本を擁護するもので、政府の考えている失業対策は一時的処置で、きわめて甘い見通しである。第二に、石炭の需要拡大に対する法的裏づけがなく、総合燃料政策に欠ける。第三に、合理化資金確保の裏づけがない。第四に、労働者に発言の場がない。第五に合理化五カ年計画の生産及び需要確保について政府の責任態勢がないというものであります。

なお、山口地区代表者は、先ほど申しました経営者とはほぼ同様であります。標準炭価、買取炭鉱の買上基準等において、山口炭の特質、山口地区の特殊事情については何ら考慮が払われていない、また福岡地区の代表者は、目下社会党の提出しています臨時石炭鉱業安定法案に全面的に賛成である等の意見の開陳がございました。

次に、九州電力社長の佐藤氏は、賛否について明確な意思表示はございませんでしたが、本法案の運用については、第一に、石炭の原価引下げの場合、その反映を市場価格に及ぼすこと、第二に、標準炭価決定については電力業界の意見を尊重すること、第三に、本法案実施後の石炭の市況変動に対する応急対策について万全の措置を講

ずべきである等の要望がございました。次に、福岡銀行の代表は、本法案に全面的な賛成をいたしました。次のごとき要望を付しております。第一は、採掘権および鉱業施設の買取につきまして、その買取価格を、政府の考えているトン当り二千三百五十円より最低三千円程度まで引上げること、及び買取条件を緩和すること、第二に、買取代金の配分については、抵当債権者に対し代位弁済をすること及び登記上の諸権利関係の紛争調停をなすこと、並びに政府の金融機関の抵当権は一般抵当権に譲歩すること等、本法案の運用面に関する要望でございます。

次に、鉱業市町村を代表して、長崎県松浦市長と福岡県直方市長の御意見はほぼ同様でございます。両参考人と件につき賛成でございます。両参考人と、もつと強調された点は、本法案の施行によって炭鉱が整理された際、地方自治体の税収の減少と、失業対策のための経費の増加による財政支出が増大し、たださへ逼迫している地方財政をますます困難せしむるから、その点十分なる考慮を払われたいとのことでした。その他、炭害復旧の完全化、あるいは石炭鉱業審議会に鉱業市町村代表をも参加せしむべきであるというよりなことでございます。

以上で概略の報告を終りましたが、この際炭鉱の経営者、労働組合、直方市長をも加えまして、すべて一致して要求している点は、重油ボイラーの設置制限に関する法律案及び関稅税率法の一部改正案は、ぜひ本国会で成立せしむべきである。その理由については、本石炭合理化法案の賛成者は、石炭合理化法案と、いわゆる重油関係二法案

は三位一体で、重油関係二法案の成立がなければ本法案の効果ははたは大きく減少する。それからまた石炭合理化法案の反対者も、合理化法案とは別個に、今後の石炭鉱業の建て直しの大前提として、重油関係二法案を成立さすべきだという主張であります。

なお、幾らか蛇足とは思いますが、十八日に福岡通商局におきまして、福岡県商工部長、それから財務局長、それから炭害復旧部の理事長等に参集願い、種々意見の交換を行なったのであります。また、県商工部長からは、県及び県議会は条件つきで本法案に賛成する。また炭害復旧事業団の理事長も、その業務上の立場から一日も早く本法案の成立を要望する旨の強力な発言がございました。この際にも、右の人たちから重油関係二法案の成立方を強く要望しておられたのであります。さらに租鉱権自体の買上げの問題につきまして、当日も熱心なる意見の交換があったことをつけ加えておきます。

以上で報告を終りますが、この席をかりまして、現地の参考人及び種々お世話になりました関係者各位に厚く御礼申し上げます。

○理事(古池信三君) 御苦勞さまでした。

○理事(古池信三君) それでは、先ほどの北島税關部長の説明に對しまして御質疑のある方はどうぞお願いいたします。

○高橋衛君 先ほどの御説明におきまして、アメリカとの關稅協定の結果、多分二千万ドルないし三千万ドルの輸出の増加ができるであろうという見通しを御説明願ったのであります。その

の他の各国に對してはどういう見通しを持っておられるか。

それからいま一つ、日本においてもそれらの外国に對して關稅の引き下げをしてきたのであります。それが日本に對する外国からの輸入についてどの程度の影響——これはもちろん外貨予算というものを持っておりまして、外貨の割当をしないという事柄と関連してくるわけではあります。何らかの影響があるかどうか、どの程度の影響があるかどうか。

○政府委員(北島武雄君) 實は現在諸国家の中で為替制限を実施しておりません国はごくわずかでありまして、今回關稅交渉いたしました十七カ國のうちでは、アメリカとカナダが為替制限を実施いたしていないわけでありまして、關稅を引き下げました場合に、直ちに効果及びますのはこれらの為替制限を実施いたしておらない國であります。アメリカにつぎましては先ほど御説明申し上げましたが、その他の國の中で特にカナダでございますが、カナダにつきましては、今回引き下げました品目は五品目でございます。と申しましたのは、実はカナダはわが國と今回大規模な關稅交渉を比較的希望まなかつたのでございます。と申しますのは、昨年の日米通商協定の結果、わが國の産品に對しまして全面的にカナダはガット税率を昨年の上半期の末から適用することに相なりました。その結果、昨年の下半期からの日本からカナダへの輸出が非常に伸びましたので、今回の關稅交渉においてさらに相當の品目を引き下げたいということにつきましては、カナダに難色のあるのはもちろんであります。結局獲得いたしました

の他の各国に對してはどういう見通しを持っておられるか。

それからいま一つ、日本においてもそれらの外国に對して關稅の引き下げをしてきたのであります。それが日本に對する外国からの輸入についてどの程度の影響——これはもちろん外貨予算というものを持っておりまして、外貨の割当をしないという事柄と関連してくるわけではあります。何らかの影響があるかどうか、どの程度の影響があるかどうか。

したのは、カナダから五品目の引き下げでございます。品目といたしましては、実はこれらの品目の現在カナダにおける輸出額はそう大したものではないと見て、この面からは特に取り立てて大きく申し上げるほどのことはないのではありません。一応試算いたしましたのは、ごさいますけれども、アメリカに比べますと、わが国は、アメリカに比して、他の国に比しては、ドイツにおきましては九品目の引き下げがありまして、なお北欧四カ国、あるいは南米のうちウルグアイ、それから中米のニカラグア、これらの国におきましては、わが国に対して若干の引き下げをいたしました。これも数字的には大して申し上げるほどの数字ではないかと思ひます。ただ、これらの国につきましては、アメリカ、カナダと違ひまして、為替制限を実施をいたしておりますので、関税引き下げの効果がかりに算出されまじうと、直ちにこれが実現するかどうかといふことは非常に疑問があるものであります。

これに対して、日本が譲許いたしました品目の関税収入に及ぼす影響を申し上げますと、昨年の一月から十二月までの各物資の輸入額をもとにいたしまして、今回の引き下げ率によりまして算定いたしますと、関税額におきまして四億七千七百円程度でございます。ただし、この引き下げました関税のほかに、映画フィルムにつきましては、アメリカで引き上げてまいり、この逆に引き上げ権限を受けており、これに基づきまして目下国会の御審議を願つておるのではありませんが、この映画フィルムの従量税が実現されまじうと、これが四千六百万円程度の増収になりまじうと、差引四億三千百万円程度の減収になりまじうと。なお、わが国の引き下げに伴ひまして、どの程度の外国からの輸入増が見込まれるかといふことでありまじうが、御承知の通り、為替制限を目前に実施いたしておりますので、ほとんど影響は微々たるもので、かりに為替制限を実施しなかつた場合に、どの程度の影響になるかといふことは、単純に試算してみますと、実はばらばらな数字が出て参りますので、ここで御紹介申し上げるのはいかがかと思ひますが、ある試算によりまして五億円程度の輸入増、ある試算によりまして二十億の増、ある試算によりまして三十億の増といふことになっております。

○高橋衛君 今回のガットの加入に関する交渉を通じて、私もこの委員会で輸出入取引法の一部を改正する法律案について審議しておるわけでございますが、日本の商品をばらばらに売ることが、傾くし等によつて、それが関税交渉等にいかなる影響があったかといふようなことについて、日本の貿易商社が各種の商品の傾くしをして、場合によつては不当競争と思われようなど、ことがありましたことによつて、いかなる影響をもたらしたか。もう一つ、それから英米のガット加入に対する態度について伺ひたい。

○政府委員(北島武雄君) 多少デリケートなところがございますので、速記を実は停止願ひた方が……。

○理事(古池信三君) ちよつと速記をとめて。

○理事(古池信三君) 速記を始めて。

○理事(古池信三君) それでは次に、

石油資源開発株式会社法案並びに石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案、以上二法案につきまして審議を始めたいと存じます。

なお、ただいま当委員会として通商産業大臣、大蔵大臣、大蔵政務次官、この人たちに御出席を願つておるのですが、通商産業大臣はただいまちよつとここに出席されまじうたけれども、衆議院の本会議に出席のために向うに行かれまじうた。用が済み次第こちらに参るからと、こういうことでございまして、御了承願ひます。それから大蔵大臣は参議院の大蔵、決算連合審査会に出席中でありまじう。大蔵政務次官もただいま衆議院の本会議に出席中で、連絡をとつておるものでありますから、御了承願ひます。

○三輪貞治君 私は先ほど申しました通り、本法案については通商大臣並びに大蔵大臣に質問をいたしたいと思ひますが、この際帝国石油労働組合より要請書をつけまして、石油資源開発五カ年計画の早急なる趣旨貫徹方について署名が出ておりますので、これを披露いたしまして、皆さん方の御了承を得たいと思ひます。

要請書は

当組合は日本経済の自立化の為に石油地下資源開発の急務なることを世論に訴へその賛同を求めて参りましたが、第一次分として一四三、四三一名の賛成署名を得ました。これは種子ヶ島から北海道に至る地域を包含いたしております。

依つて謹んで貴委員会に署名簿を提出いたします。

本件に關しては既に政府は石油資源開発株式会社法案を国会に提出

し、既に衆議院に於ては去る七月十二日全会一致で通過を見ておりますが、貴委員会においても署名の一端に表われた世論の動向と吾々の意向を充分考慮されて本法案のすみやかな成立をみますよう貴委員会の一段の御高配を要請致します。

○理事(古池信三君) ただいま三輪委員から御紹介のありました多数の署名による陳情は、当委員会として受け付けまして、いづれ委員長が明日出席されまじうから、委員長に私からお伝えをし、それ以後の処理は従来の慣例に従つていたしたいと思ひますから、さうして御了承願ひます。

○理事(古池信三君) 速記をつけて。この署名簿は便宜委員会において回しますから、どうぞ御同覧を願ひます。

○河野謙三君 私はこの際、前回質問を留保してある全漁連の石油割当の問題にちよつと結論を得たいと思ひますから、質問をお許し願ひます。

私はもちろんなこの全漁連の問題は、全漁連の問題でなくて、私の通産省にお尋ねしてゐる結論は、川上局長さえも認めておられる、現在の石油が不適性だ。私は不当だと言つたが、あなたは不適性と云つたが、不適性と不適とは違ひが知らないけれども、あなたは不適性と認めておられる現行の石油の市価といふものを、いかなる手段方法によつてあなたは適性な価格に安定させようとしておられるか。将来

の問題もありまじう。しかし現在のいかなる手段方法によつてこれを適性な価格に直すといふ具体案を持つておるか、これを私は伺ひたい。

○政府委員(川上爲治君) 現在の石油の、これは特に重油の価格でございますが、この価格は私は非常に適正ではない、必ずしも適正ではないといふことは、申し上げてあります。この適正でない価格を何とかして一日も早く適正な価格に持つてゆくように、私も少しも努力したいと思ひております。現在の価格が、これは特にA重油について見ますと、現在全国平均一萬四千七百円で実行しておるわけでございますが、この価格が私は必ずしも適当ではないといふことを言つておるわけでございます。これをもう少し一つ安くするように持つてゆきたい。その方法としましては、私は現在の価格についての資料を一日も早く取りまして、その資料によりまして大体どの程度がいいかといふことを私の方で判定をいたしまして、その価格で各漁港別の標準価格といふものを作つて、そうしてそれで販売するように指導してゆきたいといふふうに考えております。

しかし、これは一つの方法でありますけれども、この前全漁連に對しまして約十萬キロリットル程度のひもつき外貨と申しますが、そういう措置をとりまして、これによりましてある程度全漁連から出まじうの価格が安くなりまして、それでほかの一般のものを牽制するといふ方法も一つございまして、けれども、そういう意味でこの前の十萬キロリットルについてはそういう措置をとつたのであります。私はそれ以

外に、現在の全石協と申しますか、特約店の連合会でありましてけれども、この連合会の系統を通しまして流しますものにつきます。この際統制配給という非常に語弊がありますけれども、ある程度全石協におきまして自主的なやり方によって、価格なりあるいはその配給の方法を規制して、そして安い価格で販売されるように持つてゆきたいというふうに考えております。ただ、その際どの程度の量を、かつまたどういふ程度の価格でその特約店の方から販売させるか、あるいはまた元売り業者の方からどの程度でこれに對しまして販売させるかというその具体的方法につきましては、全漁連の方の方法も今いろいろ検討中でありまして、それとあわせてまして研究し、そして実行に移してゆきたいというふうに考えております。私は現在全石協に對しまして、どういふ方法で安くするかというその方法の一つ出してもらいたいという要求をいたしておりまして、まだ私の方の手に出てきておりませんが、私としては全石協の方から出ましたという方法も参酌いたしまして、なるべく早く全漁連の方の方法ともあわせて、全体の値段が少しでも安くなるように持つてゆきたいというふうに考えております。

○河野三三 全石協から要求があつたとかないかそんなことは知りませんが、そうじゃないのです。油の市価が不適正であるということは一体だれの責任ですか。責任は政府でしょう。そうじゃないですか。そんなんです。要求があつたらそれを一つ取り上げて何か考えてやると、そういうことですか。そうじゃなくて、私は政府の責任において不適正な市価は適正な市価に直すというところは積極果敢にやるべき責任があると思う。あなたの誠意は疑いません。ものを考えずに乱暴にやられちゃ困るけれども、考えるつたって限度がありますよ。幾日考えておりますか。私はいつも冗談に言うけれども、今に、今に、今に、死んじやうた人があつた。死なないうちにやらなければいかぬのだ。あなたがきょう一日考えただけでも、どれだけ時間がありますか。きょうあなたが一考して、きょう一日解決することをおとすれば、きょう一日はもうなる。消費者はいたずらに千円か千五百円か知らぬけれども、不当に千円、千五百円、不当なものを消費者は買わされているのです。そのかわりに、精製業者、元売り業者は不当な千円なり、千五百円というものを消費者から搾取しているのです。これがあなたが一日考えるということとは、そのかわりにそれはそんな現象が毎日繰り返されている。それが半年じゃないですか。

いつか七百円下げるということ政府は声明した。これは通産省が農林省かどっか知らないが、とにかく新聞に出たあの七百円、あれは今年の一月か二月でしょう。いまだに七百円下つていないじゃないですか。だから、私はあなたが考えになっている誠意は疑われないけれども、いかに誠意は疑われないと、しょうがないじゃないですか。これは一体いつやるのです。○政府委員(川上爲治君) 現在の価格について私どもの方で、これはこういう価格が最も適正な価格であるという結論を出す資料というものはなかなかこれはつかみにくいことは、御承知

の通りであると考えます。現在の価格についての調査権というのを持つておりませんし、またあるいはその精製業者あるいは販売業者なり、そういうものについての調査権というのを持つておりません。私もどしましては、これは一つの常識、これは従来私ども価格についてのいろいろな仕事をやりまして、その程度がいろいろ関係から見ると、どの程度がいいかというのかという一つの常識というのをもつて判断するより私どもはないと思うのです。が、現在におきましてはそういう法律のバックも無いわけでございますけれども、現在商工委員会に、衆議院に出してありますポイラー設置制限等に関する法律案におきまして、この第六條であります。その次の第七條、第八條等におきまして、やはり価格についての調査権というものが今度は設定せられることに、この法律が出ますというところ、この法律が法律になつて、そういふことになつて、それが、そういう法律のバックによつて的確に調査した上で、そうしてこれが適正価格であるということ認定してやる。これが最もいいことではないかと思ふのです。しかしそれを言つていましては相当、これは法律が通りまして、相当期間がたつてからということになりますので、私もどしましては、その前になるべく一つ常識的にも考えまして、またいろいろなかなか取れない資料も極力一つかき集めて、そうしてこの検討をしまして、どの程度が一番いいかということ判断して、そうしてその程度に下げるように私は持つてきたい。ただ、きょうそれを今やるか、あしたやるかというところをおっしゃいまして、これはなかなか各方面に影響する大きな問題でありますので、私としましては慎重にやりまして、なるべくすみやかにやりたい。それに先ほど申し上げましたように、あれには全漁連なり、あるいはまた全石協方面のいろいろ意見も入れて、そうしてた元売り業者の意見も入れて、そうして私はなるべく民主的に問題は解決していきたいというふうに考えております。それから七百円、これを実行しましたのはこの四月一日からであります。私はこの七百円下げというものが、末端、いわゆる漁港別の価格について下つていないというふうには必ずしも考えていないのであります。私もど各方面からのいろいろ情報を入れますというところ、大体において守られておるといふふうには聞いておりますが、ただ七百円を下げた、その七百円そのものが元売り業者の方から全部はき出してないというところは、これは事実であると思うのであります。従いまして、元売りの所が七百円下つていないというところは、これは私はおそろく言えるのじゃないかと思ひますけれども、まあ漁港別の四月一日から実行しておるA重油については大体私は守られておるのじゃないかというふうに考えております。

○河野三三 いや、あなたは影響するところが非常に、各方面に影響するところが非常に、各方面に影響するところが非常に大きいから慎重を期しておると言ふけれども、それはその通りです。ところが、その影響とは一体何だ。あなたが慎重を期しておる間に、非常に好影響を受けておる人が多いいのです。油業者ですよ、それは消費者は、先ほど申し上げましたように、あなたの慎重の度合が深ければ深いほど、その間において被害者ですよ。影響というものは、被害者です、好影響を受けるのは、両方あるのです。通産省は、ここに政務次官もおられるけれども、通産省の油の行政というものは、何も大資本のために油の行政をやつておるのじゃないでしよう。極端に言えば消費者のためにやつておるわけですから、私は漁業者とかなんとかいうことは言つていない。油全体のことを言つておるのです。あなたは七百円下げておると言ふけれども、そういう認識不足だからだめなんです。四月一日からいまだに下つていないですよ。下つていないのは一、二の会社ですよ。それは世間には多少良心的なものはありません。一、二の資本家系統のものは下つていませんよ。見てごらんない。あしたから調べてごらんない。そういう現状で一体いいか悪いかということなんです。この際私はあらためて伺ひますが、適正な価格かどうかということにつきまして、ついでこの間まで石油は統制をやつておる。油は、たとえばA重油ならA重油一つについて、統制撤廃時のCIFの価格、それから同時に消費者価格、これと、現在の自由市場におけるところのCIF価格と消費者価格、これを説明して下さい。不適正価格というところとどう出ると。油が適正価格であるというところがどうして言えるのですか。

○政府委員(川上爲治君) 重油について申し上げるというところ、現在の価格につきましては、先ほど申し上げましたように、末端の小売の標準価格これは四月一日から全国平均一万四

千七百円ということに一応してあります。この一万四千七百円の内訳を見ますといふと、その計算の基礎でありすまCIF価格につきましては……

○河野謙三君 他の方にもいろいろ御質問があるでしょうから、私は内訳は別として、その一万四千七百円と、それとA重油のCIF価格を教えて下さい。もとと裏だけ教えて下さればけっこうです。

○政府委員(川上爲治君) そのCIF価格は九千三百四十九円、九千三百四十九円という価格で計算をいたしております。それからマル公時代におきましては、この末端の価格が一万五千三百十七円、同じA重油につきまして一万五千三百十七円、このCIF価格が一万九百九十七円、こういうことになっておりますが、この中で、小売のその販売経費の中で、マル公時代におきましては千五百円ということになっておるのですが、この一万四千七百円を計算しました小売の販売経費は千七百円、その間に六百円程度違うのですが、この中で五百円程度はマル公時代におきましては計算の中に入れておかなかつた、いわゆるその持ち込み費というものが入っております。マル公時代におきましては持ち込み費というものはこれは需要者の方が持つということになつておりました、今回の一万四千七百円の中には持ち込み費というものを販売業者の方が持つということに一応計算しております。

○政府委員(川上爲治君) 私は、現在CIF価格が九千三百四十九円で買つておるものを、これを一万四千七百円で売つておることが適正であるということとは、一ぺんも言っておりません。○河野謙三君 私はなぜそういうことを言つたかといふと、マル公当時の価格と、現行価格のCIF価格と末端の消費者価格と比例して、その幅がいかにも当然であるかのような御説明をされたから、私はそういうふうに誤解したのである。誤解だつたら取り消します。それで、たとえば現在CIF価格が約九千円、九千円のもの一万五千円で売つておるということについて、適正じゃないとあなたは思ひますか、それじゃ幾らが適正だと思ひますか。私が聞いておるところによると、これと、これらの中間業者がたゞいまそれだけの段階において口銭を取つても、一万三千五百円以上にはならぬということとを業者が言つておる。これはあなたも聞いておられますか。しかも、これは業者のことですから、どうせサバを讀んでおる。サバを讀んでも、一万三千五百円以上にはならぬということとを言つておるのを聞いてみると、これは当然だと思ひます。あなたが持つべき適正価格は幾らですか。

○政府委員(川上爲治君) 私は、先ほども申し上げましたように、いやしくも役所がこの程度は適正価格であると発表いたしますときには、私は慎重な資料を収集して慎重に検討して、その上で私はやるべきものだといふふうに考へております。従ひまして、これは適正ではないだろつといふふうには私は言つておりますが、しかし、それではこの計算はいずれが一番適正であるかといふことは、現在の私のところではまだ十分検討ができておりません。○河野謙三君 私はもう驚き入つた意慢だと思ふ。マル公の制度にならなければいけないとか、法的裏づけがなければ調査できない。それはその通りです。だから、あなたは今のつけようがないから、こういうまるで捨ぜりふのようになる。同じ通産行政の中で、現に支持価格といふものがあるではないですか。行政指導で価格を指導するといふのがたくさんあるじゃないですか。たとえば、肥料でいえば過燐酸なら過燐酸、カリ肥料といふものは、通産省で指導してちゃんと定めるんじゃないですか。通産省はそういう態度でいいですか。

私は島村政務次官に聞きたい。法律によつて裏づけなければ、通産行政の中で、通産省のあなたの手元で、監督指導のもとにあるところの商品といふものは、どんな価格でも通産省は手をつけないのですか。

○政府委員(島村一朗君) ただいま飯山局長の申し上げたことは、役所としてはあくまで慎重を期するということとであらうと思ひます。これにつきましても、私も全く同感でございます。でありますから、できる限り念入りに検討いたしました結果を発表することとが、当然のことであらうかと考へます。

○河野謙三君 私は慎重でなくていいというのではない、慎重であることは望ましいのですが、今のうちに、たとえば半年この問題があるでしょう。油の問題は片づかないでしょう。ところが、今の段階になつて、この法律でも通つて調査権でもわれわれに与えてもらわなければできないといふような捨ぜりふでいいかということなんです。

○政府委員(島村一朗君) あるいは、その言葉の誤りのために、そうお聞き取りであるかと存じますが、私どももいたしましては、あくまで局長の方に努力をしていただきまして、一日も早くこれが適正価格を見出してもらうように努めてもらいたいといふふうに考へておりますので、どうぞさように御了承願ひます。

○河野謙三君 私は、これは先ほども申し上げたように、もうけ主義の業者でさえも一万三千五百円なら売りますといふことを通産省に言つておる。それを、現在市価が一万五千円以上になつておるのに對して、最悪の場合でも、業者が一万三千五百円に売ることにはちつとも差しかないじゃないかと申しておる。さらにそれを切り下げるといふことは、これは慎重を期さなければならぬ。業者の言つておる価格でさえ、政府はそれに同調しないといふことはどういふことですか。

○政府委員(川上爲治君) 私の所へ一万三千五百円で販売しても、それでもうけるのだといふことを言つて来ておられます。また私は金石協に對しても、どの程度なら君たちが最も適正な価格であると思ひるか、その資料を一日も早く出してもらいたいといふことを言つておられますが、まだ公式には持つて参つておりません。再三言つておりますが、なかなか持つて参りません。

○河野謙三君 そうすると、あなた自体は何かお調べになつたことがありますか。

○政府委員(川上爲治君) 私の方いたしましては、私自身が直接調べているわけではございませんが、私の部下ではしつちゅう各方面から資料を出してもらつていろいろ検討しております。しかしながら、今のところでは、これを公表して、どの程度が一番いいかという自信のある価格はまだできておりません。

○河野謙三君 そうすると、飯山局長として、油に對しての試算した価格さえもあなたは持つていないと、こういうことですか。

○政府委員(川上爲治君) 私はいろいろな方面からその資料なり情報なりを得て、そうしていろいろと検討して、その上で私はこの程度が一番妥当ではないかといふ価格を出したい、しかもそれはすみやかに出したといふふうに考へております。

○河野謙三君 そういうことを聞いておるのじゃないのです。あなたが現在までもどういふ方法かで、部下にしろあなた自身にしろ、試算したもののさへ一つも持つていないかどうかということとを聞いておるのです。

○政府委員(川上爲治君) 価格そのものにつきましても、私はまだ自信のある試算した価格を持つておりません。

○河野謙三君 私はそれを意慢だと言ひます。そういうことで、政務次官、いいのです。一体油といふものは重要なものですよ。通産行政の中でも重要なものですよ。これは、ここに組織局長もおられる、いろいろなそれぞれそういう部門もありますけれども、それぞれその局においてのこまかなことは別ですよ。重要なものについては、それが全くの自由であらうと、間接統制であらうと、直接統制であらうと、すべてそれらについての原価計算くらい

して、試算をしておくのは当り前じゃないですか。それを持たないで、何で行政ができますか。あなたは一体、何で油の行政をやっておる。物さしがなくは、行政ができぬでしょう。これは何も個人的に、川上さん、何もないのだ。ないのだけれども、そういうことで一体通産省というのはいいか。そんなことでは通産省は要りませんよ、私に言わせるなら。しかしここで文句を言っても仕方がないので、私はあらためて伺いたい。通産省の中から石油関係の会社なり、あるいは石油関係の組合なり、団体なり、そういうものに、かつて通産省に籍を置いた人で今まで何人いて、だれの何兵衛が何であるというのを、私は資料を出してもらいたい。これは今と申しませんが、この次までに出来ますか。

○政府委員(川上爲治君) これはできる限りお出ししたいと思います。

○河野三郎君 できるだけじゃありませんよ。いつ出来ます。私は根本的に疑惑を持っておる、石油の行政については。

○政府委員(川上爲治君) 月曜日には出したいと思ひます。

○海野三郎君 今のに関連をいたしまして、ただいま鉱山局長からのお話には、法律がないからこの精製の値段というものを調べられないというお話でありましたが、何もそういうふうに固くならぬで、通産省には専門の技術者があることだと私は思うのですが、それをお調べにならないというところではないと思うのですが、私はその点、一つお伺いしたい。

○政府委員(川上爲治君) この問題につきましましては、われわれも調べては

るのです。しかし、いやしくも私どもがこの価格が適正価格であるといつて発表する場合におきましては、これは余ほど根拠のある計算をもつてでなければいけないのじゃないかというふうに考えますので、私としましてはもうその調査はいたしておりますけれども、どうしてもこの際、じゃこれがいという適正な価格というものをいまだ段階に行っていないというのをを申し上げておるわけでございます。

○海野三郎君 通産省には技術者は入っておりますか。あなたの方のような事務系の人ばかりですか。私はこういう方面に対して通産省あたりが最も私是不まじめなんじゃないかと思うのですが、ただいま河野委員からいろいろ鋭い質問がありましたけれども、私はたとえは確かにいたしまして、セメントにいたしまして、ぼろいものをやっております。つまりこの油の行政なんというものは、実に一言にしていえば、伏魔殿と言つてもいいくらい、世間からそういうふうに見られておる。生産費が何ぼかかるかわからない、それは調べられないからというように、法律がないというふうなことを肩にとつて逃げていらつしやるのは、私ははなはだ不まじめであると考えざるを得ないのでありますが、政府御当局はどういうふうにお考えになっておられますか。通産省には事務官ばかりじゃありませんか、技術者もたくさんおるはずである。こんなことはわかる。石油の精製に何ぼかかるか、こんなことはもう常識ですよ、技術者の。それをよくわからないというふうなふりをして御答弁になるのは、逃げておられるとしか考えられませんが、いかがな

ものでございましょうか。ごまかしていらつしやると思われぬ。

○政府委員(川上爲治君) 私は決してごまかしておるわけじゃないのです。が、私のところの技術者もたくさんおられますし、事務系もたくさんおられます。しかしながら、先ほども申し上げたように、この中身につきまして相当検討して、これが適正である、これが最も適正な経費であるというのをはつきりとして申し上げる段階まではまだ行っていないというのを申し上げておるわけでございます。私としましては法律のバックがなくても、なるべく早く、大体常識的に見てこの程度が最も妥当ではないかというものを、一日も早く作つて出したいが、しかしそれは現在のところまだそこまで行っておりませんというのを申し上げておるのではありません。まして、ほんとうに的確なものを出すためには、何と申し上げても、法律によつて調査し得る権限を与えてもらつて、そして調査して、その上で出すことが私は最も正しい行き方ではないかというふうに考えておるわけでございます。

○海野三郎君 ただいまの御答弁は、うも、努めて早くとおっしゃるけれども、いつごろまでにそのお見通しがつきますか。いつごろになつたならば、その私が申し上げるのはすつかり正確なる数字を出せ、その正確にも程度がございまして、プラス、マイナス〇・五%ぐらいの誤差はやむを得ないのであるけれども、大体この辺が適正であるという御判断のなさいますか。

○政府委員(川上爲治君) 現在、先ほど申し上げましたように、元売業者の

方からいろいろその資料は出さしておりますし、また特約店の方からも出さしておりますし、またこの前一種のひもつき外貨をやりました全漁連の方からも出さしておりますので、私はその出してくるものを調べました上でやることになるのですが、もちろん私の方ではそれと並行していろいろその計算をやつておられますけれども、まあ二月も三月もおそいということではなくて、一月以内には私は何とか出せるのではないかとこのように考えております。

○海野三郎君 今お示しなさつた二十九年度石油精製八社外資提携状況というところで、一番下のところに注として、外国人役員に対する賞与は、昭和石油は百四十四万となつておられますが、これは外人の役員は何人おるのでございましょうか。この三菱石油の方は何人おるのでございましょうか。一人の頭割り何ぼぐらいにしておるものでございましょうか、ちょっとお示しを願ひたい。

○政府委員(川上爲治君) 昭和石油に現在外国人の役員が何人いるか、はつきり私わかりませんが、大体四、五名じゃないかと思ひます。四、五名ぐらいですか……。それから三菱石油につきましても大体五、六名じゃないかと考えておりますが、はつきりしたことは私覚えておりません。

○海野三郎君 そういたしますと、最低、この賞与というの一人当り三十万ぐらいになるわけですか。

○政府委員(川上爲治君) 私、実はそのまで調べて参つておりませんので、何とも申し上げかねると思ひます。

率であります。五〇%、それから東亜燃料工業は五五%、三菱石油は五〇%、昭和石油は五〇%、興亜石油五〇%と、こうなつておるようでありますが、そうしますと、主権はどつちにあるのでございましょうか。(笑)主権と申しますか、この会社の、つまりマネージメントといひますか、これはどうなつて、外人の方との関係は……。

○政府委員(川上爲治君) 私はこの会社の内容によつていろいろまあ違ふのじゃないかと考えますが、外人の方が非常に力が強くて、そうして日本人側の方が、経営の点においてなかなか日本人側の意見がその通り行われぬというふうな、そういう点が、会社それぞれの内容によつて私は違ふと思ひますが、私どもは、これは全部日本人側の方といひる交渉いたします。

○海野三郎君 それでは外資導入と言つたて、みんな外国の会社になつてしまふわけじゃないのですか、資本が五〇も出されておれば……。その辺どういうふうにお考えになつておるのですか。通産省としては四五%をこえないというふうな限度がないのですか。

○政府委員(川上爲治君) 別にそういう限度はありませんが、大体五〇%くらいならば、いいのじゃないかというところとで、これは従来からそういう考へて認めて参つております。

○海野三郎君 これは私は非常におかしいのじゃないかと思ひます。これは日本人の石油会社だと思つておるうちに、いつの間にかもう色が変わつてこれは外人の所有に帰するやうな形に持つていかれるのではないかと私は憂うるのであります。通産省としてはどうい

ふうな資本を五〇も入れるということ
はやはりお許しになったのですか。

○政府委員(川上爲治君) これは許しましたからこういうことになっておるのでありますが、その弊害におきましては、最近御指摘の通り、まあいろいろな点言われておりますので、私の方としては、今後はやはりこういう点におきましては、よほど注意して、そうしてそういう非難を受けないように持っていくたいと考えております。

○海野三朗君　とこの、この五〇とい
うのは、ばく然とお考えになって、外国
資本をこんなにたくさん入れてしまつ

たのでは、將來日本人は、お前たちはどうにでも行かつしやい、資本はみなこつちのものだぞと言われるような時期がきはないかということを私は非常にとおそれる。通産省としてもこういうような資本を入れることをお許しになつたということは、はなはだ納得しかねる。こういう實本の五〇も入れるということは、そうして、またこの点とも私は通産当局の御決意を伺いたいたいものと、それから過日四日市の石油会社の火災がありました、あの際に大ていの会社なら、あのくらいの大損害をこうむるといふと、あるいは銀行から融資するとか何とかいう方法をとるものでありますが、あのときもよく話を聞いてみると、自己の所有金でもつてまかなうから、銀行方面のせつかくの御親切はありがたいけれども、持ち金で処分するといふ、ことほど油ぶとりをやつておるのが日本の石油会社なんでありまゝ。これは実にもうけ過ぎておる。先ほど河野委員も言われたように、どうしたつてこういうところの適正化というものに対しては、こ

それはもう嚴重に通産省がやっていただ
かなければ、通産省の存在の意義がな
くなってしまふと私は思う。で、るる
述べましたように、どうしても一カ月
後においては適正なる価格を出してい
ただいて、そうしてこれを実行せしめ
るようにしていただきたい。そういう
ことが一つ、それからこの五〇％以上
に対する通産省のほんとうの腹を伺い
たい。これはどういふようになさるつ
もりか。いつの間にか外国人に取られ
てしまふ。この御決意を伺いたいと思
うのです。

○政府委員(川上盛治君) この五〇、五〇という比率がでました時分は、たしか三年くらい前であつたと思ひます。その時分におきましては、精製工場の急速な近代化ということを非常に

やかましく言われておりましたし、また当時設備の拡充についても、なるべくやらなくちゃいかぬというような考えでやっておりましたので、そういう近代化の問題と、それから設備拡充の關係から、こういう外資を少しでも導入して、そしてそういう設備を作るようにしたものと私も考えております。現にその石油精製会社におきましては、開銀融資というのほもちろん、今まである程度やっておりますけれども、これはきわめて金額は少くありません、大部分はやはり外資導入とか、あるいはその販売利益によって近代化を実現はいたしております。そして最近におきましては、従来ガソリンのオクタン価が六〇程度というものが、最近におきましては非常に上って参っております。私はそうした設備を作るために、あるいは近代化するために、こういう金を入れました、そうしてそうい

う功績は、私は一方から見ますれば、ある程度評価していいのじゃないかと、いうふうに考えますが、ただ一面におきましては、最近、先生もおっしゃいますように、いろいろ問題視されておりますので、私どもとしましては、最近言われておるようなことがないように、今後におきましては増資の場合とか、あるいはその他の方面で監督をやりまして、そして日本側の方でも十分発言をもって、同時にまた日本政府の意見も十分入れられるような方向に持っていきたいというふうに考えております。

○海野三朗君　もう一つこの石油の原油、ガソリン、その税金でありますが、この税金の方はどういうふうになさいましたか、一つ政務次官にお伺いをい

たします、重油関係の……。法律に従つて税金をかけていらつしやるのか、法律はそうであるのだけれども、特別にとうだというふうによつていらつしやるのか、この前の語では二％とか何とかというごとの答弁があったようであります、そういう点に対して私にもう一つはつきり伺つておきたいと思う。

○政府委員（島村一耶君） 詳細につきましては私はよくわかりませんので、政府委員からお答えすることをお許しください。いただきます。

○政府委員(川上爲治君) これは関税につつきましては、御承知の通り原油等につつきまして一割かけることになっておりますものが、現在に至るまで延期されておるわけでございますが、今回これはもうすでに衆議院の大蔵委員会を通過しまして、現在参議院の通産委員会でも審議中でありますけれども、原油については二割、それから重油の中

でＢＣ重油につきましては六・五％で税金をかけるということで審議をいたしております。それからガソリン税につきましては、従来からもキロリッター当たり一万一千円かけていたのですが、これに對しましてさらに二千でありましたか三千でありましたか、はっきりした数字をちょっと忘れしましたが、その程度上げるといふこと、これまた大蔵委員会におきましていろいろ審議をいたしております。ただ、関税については従来原油について一割程度、重油についても一割程度というものが今回は、原油については二％、Ｂ

○重油については六・五%引き上げるといふことにしまして、衆議院の大蔵委員会とは通過いたしております。

○海野三朗君　ところが、私が黙ってさ

えおれば大蔵委員会にかけなければ、黙って一割に戻るわけなんでしょ。期限つぎなんでありますから、それをいつでも油のこの税金のことを国会に提出される通産省自体の考えが、私は非常に了解ができませんのであります。黙っておけば法律に従ってちゃんとやる。それを今度大蔵委員会にかけ

れば、それは税金は高いよりも安い方がいいにきまつておりますから、それはあまり上げないことになるんであります、ところがそういうことの関税

を上げないで、おいて、一般の消費者の方にこのガソリンの税金をかけるなんということは、見当違いもなはだしいと私は思うのですが、そういう点に對してはいかようにお考えになっておりますか。

○政府委員(川上爲治君) これは今まで永久延期になっておりますものを、延期しないでまあ復活と申しますか、

どういふことにするか、それともじゃあどの程度これを改めてかけるかということも、まあいづれにしましてもかけるにしてもしないでも、やはり国会の審議をわずらわさなければならぬ法律の建前になっておりますから、別に通産省が黙っておればよかつたというわけではありませんから、まあいづれにしましてもこの国会にかけなければならぬということになりますので、そういう意味で大蔵委員会にかかつたわけでございます。

○海野三朗君 それは大へん違うんですな、あなたの。六月まで前の閑稿をかけたやつを一割に減ずるということをやったのであるから、黙ってさえおれば六月過ぎれば一割になってしまひでしょう。それをまた再びいかがでございませう。

ざいまいしょう、あなたが国会の方に出席されるから、これは今度ここに問題が起つて、いや高くしない方がいいのだ、とになって、それはあなたの方でもちゃんと下心があるから、この油の方に對してそういうふうに私どもは考えられる。黙つてさえおれば、國の政策によつて一割かけるものだということになつておるのですから、六月なら六月にちゃんと期限は切られておる。黙つてさえおれば、またすぐもとに戻つて關稅はかかるべきものである。それが今度これはいかがでしようかと国会に出されるものだから、国会の方で關稅はもう少し下げた方がいいのだ、こういうことになるのであつて、そうしてしかもそして關稅をかけないで抱いて、消費者の方に對してのガソリンの税金をかけるかというなことは、大衆課税を目当てとしておつて、大きなところ

油ぶとりしておるところの大会社、そういう方面のことは一向等閑に付しておられるように考えられるのでありますが、この点に対しての御答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(川上爲治君) これは私は、やはり開港税がかかりましたも、消費税がかかりましたも、現在石油業者は、これは油ぶとりというところかと思うのですが、いずれにしましても、ある程度吸収できる私は力を持っておると思ひますので、そういう意味からいまして、ある程度の開港税をかけてもこれは差しつかえない、消費者の方へ負担させないで、この石油の販売業者あるいは精製業者の方へ負担させるように持っていきたいということについては、全く同感であります、ただやっぱり国会がありますと、どうしてもこれは国会で問題になりますので、やはり煩かぶって、われわれの方で知らん顔してはつたらかして置くわけにもいきませんので、やはりこの国会で審議を煩わしたいわけでありませう。

○三輪貞治君 今海野委員から質問になっておりましたこの資料なんです、これは私が要求したやつですが、実はこれでは私は少し不足なんです。これはたとえ日本石油でいへば、四十億の資本金に対して、二十億外国資本が比率を占めておいて、その配当は二割のようですが、これ以外に、こういう表向きに現れた株式に対する配当以外に、実はこれらの日石であるとか、カリフォルニア・テキサス・コーポレーションという米国の会社が、自分みづからが株を持つと同時に、またみづからが油を入れるわけですが、それらのすべての利益は一体どのくら

いになるかということをお聞きしたいわけですが、これはその他のほかのものについてもお聞きしますが、これはどういふふうになっておられますか。ただこれにとどまらないと思う。しかもこの二十億という資本金が、金を持ってきて積み立てた資本金じゃない。物を持ってくるとか、工場の設計のときの青写真とか、そういうもので換算されたものであつて、これはもつとも下回る金額だ。それによつてかような二割の配当をして、しかも原油を売りつけることによつて、莫大な利益を上げておるといふことは想像にたかないわけですが、その数字をとらえたらいわけ

○政府委員(川上爲治君) 私はそこまでの資料とは考えてなかつたのですが、そこまでの資料が果して私の方で的確につかめるかどうか、これはすぐ調べまして、そして、もしこれができまして、なるべく早く持つて参りたいと思ひます。

○三輪貞治君 それから日英通商航海条約の語の過程において、こういうふうの状態であるので、たとえば硝石の五〇%という外資の比率によつて、シエルが今度の日英通商航海条約のときに、日本の外資割当はもううちの会社に対しては不当であるといふことを途中で持ち出しておる。外国電報の伝えるところによると、どうも日本はそれに対して何かまた次によけい割り当てるんじゃないかならうかというふうなことでいわれておる。これは全く内政干渉もはなはだしいのであつて、私は日本経済の記事を見たときに非常に遺憾に思つたのですが、そういう事実

それからどれくらい向うはほかの会社に対してシエルが少いと思つておるか。またそれに対して、どういふふうにか。政府は、次の外資割当の機会に、その言葉におびえてまた出そうとしておるか。その間のいきさつを少し詳細に話してもらいたい。

○政府委員(川上爲治君) この問題につきましましては、通商局長が今いろいろ當つておられますので、私もまだはっきりしたことはよく聞いておりませんが、詳しいことは聞いておりませんが、何か向うの代表団の中から、どうもシエル石油というところを言つたのかどうか、私にはわかりませんが、どうも少し外資の割当が不当ではないかといふようなことを言つたらしいといふことは、私の方にも耳にはさんでおります。またどの点についてどういふふうにしたといふようなことも聞いておりますが、私の方としましては、これは今お話を参りましたように、そういうシエル石油の割当の問題について、向うからそういう公けの場所において、とやかく言われるのはどうかといふふうに私は考へております。またシエル石油に対しては、従来割り当てた外資が果して不当であつたかどうかといふ点については、私の方としましては、現在においては必ずしもこれは非常に不当ではないといふふうには考へておるのですが、また向うに言ひしめれば、これはどうもこの点は納得がいかないといふことはあるわけでございます。まあ外資割当におきましては、実はシエル石油だけではなくて、あらゆる方面から、どうもわれわれのところは割当のやり方がおかしいとか、どうもおれの方には少いとか、そういうことはしよ

ちう聞いておられますので、私はシエル石油の問題につきましても、従来からそういうことはたびたび聞いておりますけれども、私の方としましては、外資の割当についてどういふふうなことはやらないつもりでおりますので、私はその点についてはもちろん調べる、あるいは私の方の態度からシエル石油に対して割当されたものが非常に少なかつたといふことであれば、これは私は全体の公平な意味からいいますと、改めなければならぬといふことでも、もしそうでなかつたといふことでありますれば、私の方ではこれを改める気持は毛頭ありません。

○三輪貞治君 それから同じくシエルの極東支配人の立場にある人が、今、日本で問題になつておる軍用の製油所の払い下げ問題等について何らかの申し入れをし、現実来て政府機関と話し合つたりしていつた事実がありますか。

○政府委員(川上爲治君) これはそのシエルの方の代表者が私の方にも参りまして、この徳山の問題でありますとか、あるいは四日市の問題でありますとか、そういう問題について向うの意見、希望を述べて帰つたことは、これはございませう。

も日本政府の権限で払い下げをしよとする製油所についても、希望を申し入れることは差しつかえないでしょうが、これもある程度私は容察と思ひなければならぬ節もあるわけですが、こういうふうな考へてくるもの、国際石油カルテルというふうなもの、國際石油カルテル、これは実に大きなものがあると思ひます。これに対して政府は一体、國際石油カルテルというもののに対する恐怖をいかに認識され、しかもこれを将来に於いて解くといふとおかしいが、どういふふうに対処していくかといふ根本的なお考えをお持ちでありますか、政務次官にお伺ひしたい。

○政府委員(島村一郎君) ただいまのお尋ねは非常に大きな問題だと思ひますので、大臣への御希望も、大臣から一つお聞き取り願ふように、大臣に申し伝えますから、さう一つ御了承願ひます。

○河野謙三君 さっきの質問の結論をつけたいと思ひますから、調子を一つ落しますから、あなたも一つ気楽に御答弁願ひたいのですが、全漁連へ十萬キロ割り当てましたね。これは一体価格は、消費者価格はどうか。○政府委員(川上爲治君) まだ価格につきましましては話し合ひをしておりません。これは農林省といろいろ相談することにしておりますので、まだそこまですていておりません。

○河野謙三君 方針としては、消費者価格を一つの指示価格のようなものについて示すというのですか。

○政府委員(川上爲治君) これは全漁連がやはり勝手に販売するのはどうかと思ひますので、販売価格なり販売方法につきましましては、私の方の承認を受

けて販売してもらいたいというふうに考えておりますが、その販売価格なり販売方法については、先ほど申し上げましたように、特約店系統を通して流すものと私は十分調整をしてやるべきじゃないか、こういうふうに考えております。

○河野謙三君 特約店系統と十分話し合つて同じように扱いたい、こういうことは、言葉を返せば、今度の全漁連に割当をいたしましたものと同様のものを特約店の方にも外貨の割当をする、こういうことになるのですか。

○政府委員(川上爲治君) これは私はそこまではつきりしたことは申し上げませんが、これは実は特約店系統の方につきましても、どういう方法でやつたら一番いいか、その諸君の最も妥当であるというその方法等を出してもらいたいというのを言っておりまして、まだ実は出してきておりません。いろいろ検討はしておるようでありまして、けれども、まだ私の手元には入っておりませんので、入りましたらそれを十分しんしゃくして善処したいと考えております。

○河野謙三君 あなたは消費者価格を、全漁連の系統でいこうが、販売店の系統でいこうが、消費者価格は同じにしたい、こういうことでしょうか。末端が同じであれば、元も同じでなければいかぬわけです。だから元と裏は同じにする、こういうことですか。

○政府委員(川上爲治君) それは今河野先生からお話がありましたように、私は元売業者の方でも相当これは一つまけてもらつて、この価格を低くしてやつてもらいたいというふうに考えておるわけでありまして、今こ

私が正確に、あれをきめてないのに、ではこうしますというところは申し上げかねますので、河野先生その点十分御了承じゃないかと思うのであります。一つ私の方で善処いたしますから、御了承願ひたいと思ひます。

○河野謙三君 私はそういうことを根拠に葉振り聞こうというのじゃない。要するにこれは全漁連と同じように販売店を扱わんと、全漁連の価格は安く、販売店の価格は高いという、こういうことになるわけです。あなたは販売店も全漁連と同じ消費者価格でいくのだ、こういうのであれば、これはスタートも同じでなければならぬ。これは当然のことです。当然のことであるけれども私は当然のことを聞きたい。これはスタートを同じにするというのですか、価格面においてスタートを同じにする、これだけ聞けばよい。

○政府委員(川上爲治君) その点につきましては、実は私はつきり全漁連を通して出す価格と、それから全石協を通して出す価格を全く同じ価格で販売させるべきか、ささるべきでないか。それからまた、元売業者から出す価格についても、同じでいくべきか、同じでないでいいか、私は検討していただきたいと思ひますが、少くとも私自身としては、この際二つの価格が出ることは非常に好ましくありませんので、なるべく末端価格につきましては一本価格で販売した方がよくはないかというふうに考えておりますが、なおこの問題については、私の方で詳細これは検討いたしまして、一つなるべく両方で矛盾したことがないようにしたいというふうに考えております。

○河野謙三君 仮定として伺ひましょ

う。あなたの希望は末端は一本にした、い、こういう仮定のもとに立つて、これは当然スタートにおいても、全漁連にいくものも、消費系統の方にいくものも同じである。これは簡単な算術で、すね、この算術に間違いありませんね、このくらいはあなた、はつきりするでしょう。

○政府委員(川上爲治君) これは全漁連を通す場合と、それから一般の特約店を通す場合と、これは私はやはりいろいろ事情があるのではないかと、うふうに考えます。たとえば元売業者とある特約店との関係においては、いろいろ取引の関係から、ある程度高くするとか、あるいは非常にまけてやるとか、いろいろ問題があるのじゃないかと思ひますが、一応標準としてましては、私はできるだけ同じような歩調でやつた方がよくはないかというふうに考えておりますけれども、この問題については、私の方でもっと検討した上で、はつきりした考え方を立ててやりたいと思ひます。

○河野謙三君 くだいようですが、僕は頭が悪いから、頭の悪い僕にわかるように言つて下さい。要するに個々のケースは、商売はあいまいであるから、元売は相手に安く売つてやろう、相手が金払いがいいから安くしてやろう、こういうことはわかるのですよ。それでなくて、役所の指導としては、末端の消費者価格を一本にするというのなら、当然スタートも一本でなければならぬ。こういう指導方針を聞いていて、個々のケースを聞いていて、のじゃありません。これは間違いありません。一つ違つたらだめですよ。これはチョッキのボタンと同じで、第

一ボタンが合わない最後まで合わない。

○政府委員(川上爲治君) 河野先生のおっしゃる御意見は、私はそうだと思ひますので、その点は私十分検討して、調べた上で処置をしたいというふうに考えております。

○河野謙三君 はなはだ私は、そういうことはおかしいと思ひます。あなた政治的な答弁をする必要はないじゃないですか。簡単な算術をどうしてはつきりしないのですか。あなたは末端の消費者価格を一本にしたいと言つたでしょう。元も一本でなければ一緒にならない。別の算術がありますか。

○政府委員(川上爲治君) その末端と申しましても、地域別に非常に違ひます……。

○河野謙三君 そんなことはいふことは聞いてない、指導方針を聞いているのだよ。

○政府委員(川上爲治君) 指導方針をいたしましては、なるべく先生のおっしゃるような考え方で私もいきたいと考えております。

○河野謙三君 そうしますと、これは最後に末端価格を一本にするということになると、先ほどあなたが言うように、あなたの方では、今の法律的裏づけがなければ、原価計算もできなければ、消費者価格、適正価格もできない、このおっしゃられたが、全漁連に割当をした、さらに消費者価格を指示するのだ、ここまで言つた以上は、どうしても原価計算をせざるを得ない。これはやりますね、全漁連の割当は済んだのだから。

○政府委員(川上爲治君) 全漁連の方からまだ私の方へというやり方で、

どういふ価格で配給するということを言つてきておりません。また農林省の方でも言つてきておりませんが、私どもの方として、なるべく早くそれを出してもらつて、そしてそれがもし適正であれば、そういうことでやつてもらいたいと思ひますが、そういうものと、今申し上げました特約店系統を流すものと、私はよく調整をして、そして歩調をそろえて販売させるように持つていきたいというふうに考えております。

○河野謙三君 私が言つておることは、全漁連の割当が済んだのだから、この油がすぐ動くでしょう。それをいつまでにおきめになるのですか。

○政府委員(川上爲治君) まだ全漁連に対する措置はとつておりません。これはなるべく早く私の方としてもやりたいと思ひますが、ただ十萬キロよけいというところになっておりますので、それと従来の関係が相当ありますので、私はこの問題は慎重に一つ、もちろん早くやりますけれども、いつまでと言つて期限を切られることは、私自身としても、なかなかむづかしいことではあります、なるべく早く誠意を持つてやりたいと思ひます。

○小松正雄君 いろいろ先輩からの御質問に対して当局からの御答弁がありましたが、私は一、二お伺ひしたいと思ひますが、このマル公を解いたために、消費者価格の方に大きく単価がはね上つて迷惑をおとすというふうなふうに私は考えられるのであります。が、そういたしますと、マル公を解かざるマル公時代のときは、たとえば一万一、二千円であつた。それが今日では一万四千七百円に相なつた。それで

そんなに高くなつたら、あまりにももうけ過ぎるという意味で、通産省の指導の一環として、元売業者から小売業者の方に払い戻しをしようといううなことを示達をしたということでありますが、そういたしますと、このマル公のあることの方がよかつたのじゃないか、かように考えますが、その点について。

○政府委員(川上爲治君) 現在、石油につきましては、一番問題になつておるのは、重油だけでございます。重油以外の、たとえばガソリンでありますとか、あるいはまた軽油でありますとか、あるいはまた桐油でありますとか、機械油でありますとか、そういうものにつきましたは、これは別に、もちろん価格がある程度高いものもあるかと思うのでありますが、もし価格が高くなつたり、あるいは価格が逼迫したり、そういう場合におきましては、いつてもある程度外貨を出して、そうして輸入して調整したいというふうに私もは考へております。従いまして、そういうものについて今マル公を作りたいという考へは毛頭持つておりません。ただ重油につきましては、先ほども申し上げましたように、これは石炭との特に関係から、どうしても一定の数量に限定をされて配給しなければならぬ状況になつておりました、実際の現在の需要は少くとも年間六百万キロリットルは私には見えるのではないかと、そういうふうに考へておるのであります。それが本年におきましては五百万と、あるいは五百二十万程度でこれを抑制しようというところに私は価格の問題が非常に大きく問題となつておると思つております。従いまして、

と私どもの方としましては、今この重油についてマル公を作るかどうかという問題については、これはもっと慎重に考へなくちゃならないと思ひますけれども、少くとも価格について現在ある程度上つておりましたので、これを何とかして引き下げるようにしなければならぬ。特に石炭と競合しない部門、たとえば水産関係とか、そういうものにつきましたは、私は特にこれを引き下げるような措置を講じなければならぬのではないかと、かように考へておりました。従いまして、今衆議院の商工委員会に提案しております重油ボイラーの設置制限等に関する法律案におきましたも、その第六条におきました価格についても、これを調整するような措置、これは勧告等でありまして、けれども、そういう措置で何とかやりたい。また一面におきましては、行政指導で価格を抑制するよう持つていきたい。そういう考へでやつておるわけでございます。今直ちにこれをマル公制度を復活するということは果していいかどうかについては、相当私は慎重に考へなければならぬものである、かういうふうに考へておりました。

○小松正雄君 それでありますと、一万四千七百円というものは石炭のトン当たりと換算した場合に、どれほど高いということに考へられますか。

○政府委員(川上爲治君) この一万四千七百円というのはこれはA重油の価格でありまして、A重油というのは石炭とほとんど競合しません。これはほとんど海上用に使われておりました。陸上用につきましては、農業関係に若干使われておるという程度でありますので、ほとんど海上関係でありますので、

石炭とはほとんど競合いたしておりませんので、石炭の単価と比較して考へる必要はないのじゃないかというふうに考へます。

○小松正雄君 それはわかりましたが、A重油の現在の小売がそういうことであるのについて七百円払い戻しといひますか。元売業者から消費者に売つておるいわゆる小売業者の方に向けるべきものは四月実施すべきだという期日の勧告を出した。勧告だけでもしきかないという場合には、これは河野先生のおっしゃる通りに、消費者の方が一日、二日たつ間にそれだけの高い物を消費していかねばならぬ、こういうことになるかと思つたので、いつに実施期日をするかというのを攻められておつたということ、私はそれまでは申し上げませんが、この価格があなたの方の考へのように下らないという場合は、少くともマル公に戻してでも実施するということに考へになること、私が、私は国民に対するほんとうの生活の上からいっても安い割当にしているということとは、あなたの指導的な責任からいへばききないかと思ひますが、その点はどうか。

○政府委員(川上爲治君) 私はこの価格につきましても、現在A重油の一万四千七百円というのが必ずしも適正じゃないということも申し上げましたので、これはなるべくもっと検討しまして、これをもう少し引き下げて、それを漁港別にはつきりしたその標準価格を作つてこれを発行させたといひ考へておるのではありませんが、その価格が極力守れるような措置を考へておりますが、その守れるような措置と申しましては、特は、結局漁業関係につきましては、特

約店と元売業者とのつながりというものがきつてはつきりいたしてありますので、もし実施しなかつたものがあるときは、元売業者の責任といたしまして、元売業者の外貨を、協力した者につきましては外貨をよけいやる、協力しない者に対しては外貨を切るといううようなことで、これをなるべく行政指導によつてうまくいくように持つていきだといひ考へております。もしそれでもなおうまくいかないといううなことになるならば、今おっしゃいましたようなことも考へなくちゃならぬいかと思つたのでありますが、私はやはりまだマル公制度にすぐいくといううなことは、これはまだ早いんじゃないかといううに考へておりました。

○小松正雄君 次官にお伺いします。石油資源開発株式会社法案について、いろいろ責任ある御回答を受けたい。かように考へておるのには、さつき三輪同僚の質問に対しては、私より大臣に聞いてくれ、こういうことですがどうですか、あなたが責任をもつて私の問わんとすることができぬか。あるいはそれができないというなら、初めから三輪同僚も大臣の出席を求められておられますので、ただここに次官がられるだけでは、審議の過程に立つてううなことは容弁できないといひううなことであれば、どうにもならないことだと私思ひますから、そこでもう時間相当地だと思ひますが、あなたから急いでここに来られるような手配をとつておられるか。とつてないなら、すぐとつていただくようにお願いいたします。

○理事(古池信三君) 通産大臣の御出席についてはさらに催促いたします。

○小松正雄君 ですからいつごろ来るか、来るまで待つて……

○理事(古池信三君) ただいまの状態は、通産大臣は衆議院の本院議で石炭鉱業合理化臨時措置法案がただいま上程されておるようであります。従つてその採決するまではちよつと席を離れたい、こういう情報でございますから、その間できるだけ政務次官にかわつていただくことにしたらいかでしよう。

○小松正雄君 一つ聞いて見ましよう。政務次官にお伺いいたしますが、私は今の問題に関連しまして、石油資源開発株式会社法案については、非常に重要な考へ方をするものなのであります。そこでお伺いすることは、第一にこの法案で一応元になる通産大臣が設立委員を命じて発足するということに相なるわけでありまして、そうすると設立委員というものは、通産大臣が人選に當つて、どういふところからどういふ人を命じようと思つておるのかといううなことで、第一に。

○政府委員(島村一郎君) 実は小松委員からも三輪さんと同じように先ほど御意見がございましたが、あれはエネルギー資源の非常に重要な問題だと思ひますので、かえつて慎重を期して、大臣から答弁申し上げる方が、皆さんに御満足いただけると思つて、決して機密をいたしたわけではございませんので、さう取り計らい願ひたいと思ひます。

ただいまの設立委員の人選等につきましてもお尋ねでございますが、これはまだ内定もいたしてありませんといううのが現状でございますから、さよ

○小松正雄君 内定もせずに、この法案がたとえ本日これがもう終つたとするときは、その日からどのくらいたつてそういう人選をしようと考へておるのですか。

よりましては、委員の設立は人数というものは別に限定しておりませんが、私の方としては大体二十名程度はどうしても委員を任命しなければならぬと考えております。それから二十名の委員の中には、あるいは金融業界の代表者、あるいは現在の帝石その他石油の探掘業者の代表者、あるいはその他いろいろ伺いたい。

○政府委員(島村一郎君) 私はまだそれを伺っておりません。

○小松正雄君 ジャ新聞に出ておるといふのは、新聞社から聞いて、どこから出ておるかということになったときに、あなた責任を持ってそうでないといふことを言われませんか。

する代表者とか、あるいは天然ガスの関係もありますから天然ガスの関係者とか、あるいはその他の関係者、あるいは衆議院、参議院の代表者というような方々も入れまして、そうして設立委員を任命しましてやっていきたいと考えておりますが、これは今のところまだはつきりじゃこうするということとこのままではいつておりません。

はこういう誤伝ではないかと想像いたします。衆議院の商工委員会におきまして、幾日でしたか鮎川さんにおいでいただきまして公述をお願いしたこととがございます。その席上鮎川さんの一句の中に、もし私にやれと言われればどうこうというようなお言葉がありました。たぶんそれを新聞が書いたのではなからうかと想像いたしております。

中からも入れていきたいというその政府の意図に対しては、私はとくと聞いてみたい。ということはこの地方の公共団体で、わずか地方公共団体の中の村会議員とかというような方々が、その土地で一つの公共的な土木建築の仕事が出た場合に、請負人でありながらもその請負に参加することができないというのが今日の世論であると思う。

またそういう指導方針になられておると私は思うのであります。そういうときに至りまして、たまたまこの石油資源開発株式会社社長の社長にまだれも

○政府委員（島村一郎君） 私はまだそ
れを伺っておりません。

いうのは、新聞社から離れて、どこから出ておるかということになったとき、あなた責任を持ってそうでないということを言われますか。

はこういう誤伝ではないかと想像いたします。衆議院の商工委員会におきまして、幾日でしたか鮎川さんにおいでいただきまして公述をお願いしたことがございます。その席上鮎川さんの一句の中に、もし私にやれと言われればどうこうというようなお言葉がありました。たぶんそれを新聞が書いたのではなからうかと想像いたしております。

発だけでなくて、たとえば帝石にいたしましても、國の持つておる國民の税からいたしましたその株券等に対する問題で、問題がないとかあるとかという問題があったようなことも知つておるわけですが、そういう國の經費をもつてどういった大会社の発足あるいは帝石の將來に対しての援助方法をやろうとするのに、この衆議院であれ參議院であれ、職權としてその中へ入つて、予算の裏づけに入ろうという人たちが、そういう所に入るといふことは決して私はよくないと考えており

○政府委員(川上爲治君) 実は今まで
の例を見ますという、たとえば電源

り衆議院、参議院の方々も入っておられますので、また日本航空株式会社の場合は、これはたしか入っていないかったようでありますので、私の方としましてはその辺も十分検討いたしまして措

の石油資源開発株式会社につきましては、いろいろな国会関係の方面におきまして、これはぜひ作ってもらいたいという意見が相当ありましたので、衆

というようなこともありしたので、
 そういふ点も考えましてただこれは私
 のきわめて私見でありますけれども、
 衆議院及び参議院の方からも入って
 いただいたらうであろうかというふう
 に考えたわけでございます。

○小松正雄君 私はそういう人が入る
 ということが、国民の疑惑を招く一歩
 ではなからうかという考え方なら、そ

は私自身は反対なんです。であるが、通産大臣がそういうことを命令して、そういうものを作り上げて、そうしてその会長あるいはまた社長を命令によつて命じて作り上げようというそのところに、私はどういう考え方でもつてそういう人をしようにするのか、することかいいか悪いか、衆議院や参議院の中から現職にある者をそういう職につけることかいいかと思つておるか、悪いと惡つておるかということを今聞いておる。

○政府委員(島村一郎君) この設立の

と思つております。従つてあらゆる、
両院の方々の御参加を願つてお知恵を

かと思つておりますが、いまだはつきりしたことを申し上げることのないのはなはだ遺憾いたします。

いったことを網羅して、各段の中から網羅して作り上げていくことが一番望ましいと大臣は考えられるということになりますと、私は少くともこの中に、

ならない人々の中からも、労働者の中からも見出すものがあれば、人選の中に加えていくことによって、とうとう政府の大きな金を持つて臨まんとするこの会社の設立に対しては、國民の疑惑も解けていくということもあり得ると思う。そういう労働者の代表の方も相當の学識もあり、実態をよく把握し得る人があつてと思う。労働者だから

ないという考えであつてはならないと思ふ。そういう意味からあなたの今申されるように、この会社を設立するためには諸般の中から網羅して作り上げていきたいと、かように考えておるといふことであるならば、そういう中から入れるという心がまえがあるかどうか、それも一つ承わつておきたい。

○政府委員(島村一郎君) これもまだ大臣の御意向も伺つておりませんけれども、できる限り広い面から御人選申し上げようと、こういうふうにお考えであるのだらうと想像いたしておりま

○小松正雄君 それは話にならぬね。私はそうするならばあなたにことに注

す。大臣に伺わなければわからないというところであるならば、大臣に今あなただの言ったことを直接言うていただ

たものを作られるについて網羅してやろうというお気持ちに対しては、私は非常に喜びとするとところであります。その中に労働者の代表を入れるということ

く、その中の一人としてでもこの際入れて設立委員というものを作り上げるといふことにしてもらいたいといふことを、あなたに注文しておきたいと思ひます。

○政府委員(島村一郎君) ただいまの御意見は間違ひなくお伝えすることにいたします。

○栗山良夫君 私はこの石油並びに天

招る問題は賛成なんです。賛成なんです
 すがね、やはり基本的な問題で大臣答
 弁をどうしても必要とする問題がある。
 これはこの法律に限ったことでは
 ありませんが、そのほかの法律でも、
 内閣がとにかく閣議を経て国会に提出
 した法律については内閣の所信という
 ものはやはりたまた点がどんな小さい
 法律案でも一、二点必ずある。従って
 石橋大臣は割合に気やすく国会へ出て
 おられるわけです。従ってよく手続を
 とって、法案の提案説明が終了したた
 ちの委員会とか、あるいはその次の委

員会ぐらいはやはり基本政策をやるわけですから、大臣はちゃんと出て来られるようにしていただかないと、政府みずからが議事進行を阻害してやるようなことでは、私も一生懸命議事進行をやっているのだけれども、政府みずから議事進行を阻害しているようなものだ。その点は注意をしていただきたいと思います。

それから先ほど小松君が言われた新しい会社の人事並びに設立委員、あるいは次の役員等の人事の問題については、従来とかくの弊もあったわけだから慎重を期さなきゃいかんと思うのです。だからこれこそもう法律が通ればすぐできるわけだから、はっきりしてやるのですよ。どの人の知り合いでどなりなつたところなつたといふことははっきりするわけだから、ごまかしがきかないのです。この人事の問題は明確にこれは答えてもらわなければならぬ。しかも弊害は確かにあやまちを犯せば伴うわけですからね。この点はその場当りの答弁でなくて、十二分に慎重に研究されて答弁をせられぬといふかと申すのです、人事のこととは。この点は小松君の御主張はごもっともだと思ひますので、特にそういう意味で説明せられるようにお願いをしておきます。法律をみずから作り、そして作り上げた法律をもって会社を設立し、会社の仕事に従事したという実例もあることですからね、そういうことはよくないと思う。そういうことを明確にしておいていただきたい。

それから第三点として今三輪君もちょっと質問されておりましたが私はその石油関係の国際カルテルが日本に及ぼしておる影響、特にこの精製業者

の経営内容その他について非常な疑問を持っております。たとえば私のところにもこういうパンフレットが来ておりますが「石油関税の増徴は国民経済を脅かす」中を読んでみると別に脅かすようには思えない。ただ自分のところの会社が今までの通りに工合よく自由奔放にやれぬということが書いてあるだけなんです。ちつとも国民経済を脅かすとは思えない。これは内容を一ぺん大臣がみえたら全部あらひいやらやってみて。それから帝国石油の労働組合から出ている「原油及び重油関税復活に関する意見」これを読んでみるとこれと全くうらはらですよ。どっちがこれ正しいのか同じ日本字で書いてあるが……これはやはり大臣の責任において黒白を明らかにしてもらわなければならぬと思う。これを全部やってもらおうとは思ひませんが、一番重要なところだけ二、三点、こちと合わないところだけをやってみたい。このパンフレットを読んでみると、石油業者と精製業者が利益をあげているといふことはみずからはっきり認めております。しかしその利益をあげていることを、関税をかけてどうしようといふふうにはやきもちをやくといふことはけしからぬと書いてある。それははっきり書いてあります。これは線を引きつてある。こういう態度で石油精製業者がおるやつをそのまゝにしておいて、そして石油政策というのは私はないと思う。これは川上さん笑つておられるけれども真剣なんです。だからこれは次回に譲ります。問題点だけを私は言っておきます。

○小松正雄君 局長に重ねて伺つておきたいと思ひますのは、先委員会のときですか、重油規制に關して百万キロリッターは本年は抑制するんだ、規制するんだとおっしゃったが、これは間違いありませんか。

○政府委員(川上爲治君) この会社を作りまして、そしてこの会社が試掘に對しまして非常な力を尽していくといふことも、実は石油の五カ年計画であります。五年後におきましては百万キロリッターを出さうという計画をこの会社に実行したいという考えで実はこれを出してある次第であります。

○三輪貞治君 この法律案が政府提案で出されるまでのいきさつを、初め政府で提案をされようとして準備されて、大蔵省との折衝の過程で国内石油開発の根本方針について重大なることがあつて、そのために衆議院の商工委員会の燃料小委員会が議員提出でやううとしておる。それが三転してまた政府提案になつた、こういう事情であるように聞いています。政務次官の通りですか。

○政府委員(島村一郎君) その間の事情を私は詳しく存じておりませんから、政府委員からお答えいたします。

○政府委員(川上爲治君) 石油開発につきまして助成金のやり方でゆくか、それとも出資して会社を作つてやううしてやつた方がいいという問題について、大蔵省とちつと予算の折衝中にいろいろその通産省との間に意見の食い違ひがありました。結局最後のところでもその問題につきましては話がつかないで、一応助成金として出そう。もし会社ができましたならば、その会社に對しまして本年度におきましては助成金を出そうという了解のもとにそ

ういう話し合いになつていただわけでございます。その会社を作るという問題について、大蔵省としては従来非常に反對をしておりましたことは事実でございます。現在の帝石に對しまして従来と同じようにある程度の助成金を出していけば十分それでいけるんじゃないかという見解を持っていたのです。が、私もとしましてはそれではとていけぬ、政府の助成金を相当出すといふことであれば、現在の帝石のまゝではとていけぬ、また民間の方からも金を相当出してもらうといふことであれば、これまた現在の帝石ではどうしてもいけぬので、帝石そのものを特殊会社にするといふことが、これがもしできないならば、どうしてもこの際特別な会社を作つて民間の金を集め、政府の金も入れてやううして大きくやる、それが最もいい方法ではないかという意見を出しまして、その間に話が最後までまとまらなかつたといふことは事実でございます。それからこの問題が国会に持ち出されました、国会でいろいろ論議しましたところ、衆議院におきましては各派ほとんど全部の方々がどうしてもこの際特別な会社を作つてやううするべきじゃないか、もし政府の方でこれをやうう会社案を提案しないならば、自分たちの方で提案しようといふやうな話し合いになつたことも事実でございます。われわれの方としましてはそれに對しまして、いろいろ国会の情勢も判断しまして、いろいろさらに大蔵省と折衝し検討しました結果、政府の方からこの会社案を出すといふことにきまつてやううして出した次第でございます。

○三輪貞治君 そういふ経緯をたどつた結果政府提案になつたとすれば、初め障害になつておつた大蔵、通産両省間の根本的な国内石油資源開発の方針の相違といふものは、その間において了解ができたのです。

○政府委員(川上爲治君) この会社を作りまして、そしてやううしてもこの際積極的に石油の増産をはかるうじゃないかといふことについては意見の一致をみております。これは大臣からも衆議院の商工委員会ではつきり申されております。

○三輪貞治君 その間大蔵省では百万キロリッターくらいのもので、むしろ外国燃料を輸入した方がいいじゃないか、特殊会社まで作つてやる必要はないではないかといふやうな御意見があつたように聞かれますが、それは事實ですか。

○政府委員(川上爲治君) それは大蔵省の中でもそういうことを、これはいろいろの議論しておる間にそういうことを言つたことはございします。しかしこれは大蔵省全体の必ずしも意見ではないといわれれば考へております。これはいろいろの見方がありますので、そういう意見を言つた方もありますけれども、今申し上げましたやうにこれは最後的には大蔵省も十分に承して、どうしてもこれはこの際計画的な増産をしようじゃないかといふことになりまして、この会社を作るやうな法律を出したわけでございしますが、その点は大蔵省との間に私の方は、話は、すでにいつております。

○三輪貞治君 この点はおつとはかにたくさんありますが、大臣に出てもらつて所信を聞かなければならぬのです。

が、大蔵大臣は、まだ来れないのですか。
○理事(古池信三君) 今、催促いたし
ます。

○三輪貞治君 大蔵大臣も通産大臣も
来れんということになりますと、どう
も審議が進められないように思うので
すが……。

○理事(古池信三君) 通産大臣は、先
ほど申した通り衆議院の本会議に行っ
ており、大蔵大臣は参議院の大蔵決算
連合委員会に出席しております。ただ
いま催促にやりましたから、しばらく
お待ち下さい。

○三輪貞治君 僕は質問は留保いたし
ます。

○藤田進君 それでは事務的なこと
を、二、三、伺いたい。この法律に直
接ですが、出資が、九億ということと
ありますが精製会社の四億五千万円の
割り振りが、これを先ず第一にお
知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 初年度にお
きましては出資は九億と考へておりま
す。そのうち四億五千万円程度をこれ
を政府の出資にしたいと考へておりま
す。この政府の出資につきましては、
これは現在政府が帝石が持つておりま
す株を本年度におきましては振りかえ
たいというふうに考へます。これが大
体時価で評価しますという、四億五
千万円、それ以上になりますので、そ
ういうふうに考へております。それから
残りの四億五千万円につきましては、
これは三億程度帝石の方から出すこと
になっております。これは出資として
出すことになっております。この三億
の出資につきましては、帝石の方から
は通産大臣に對しまして、必ず初年度
に三億出す、それから次年度以降につ

きましては、三億以上のものを出す、
こういう文書を出してきております。
なお株主總會ではまだ決定をしており
ませんが、取締役會におきましては、
はつきりそれを決定いたしておりま
す。残りの一億五千万円程度を本年度
におきましては精製会社、主として精
製会社であります、精製会社の方か
ら出してもらうということにしてお
ります。その精製会社の方はじやど
こが幾ら出すか、どこが幾ら出すかとい
うことは、まだ決定をみておりませ
んけれども、各社の方からは通産大臣に
對しまして文書をもちまして、十分そ
れに對して協力するという申し入れを
してきておりますので、本年度一億五
千万円程度のものにつきましては、十
分確保できるのじゃないかというふう
に考へております。

○藤田進君 それではですね、初年度
が九億ですが、最終的に当面見通し得
る増資計画ですね、次年度からのそれ
と、帝石が初年度三億出して、次年度
三億五千万と、こうなんです、帝石
の出す財源ですね、これについて御説
明願ひたい。

○政府委員(川上爲治君) 帝石におき
ましては、従来から毎年三億ないし四
億程度の試験をやっているわけでご
さいます。その試験を今後は帝石はやめ
まして、あげてこの会社でやることにな
りますので、その金はこの会社に出して
くるといふことになるわけでございます。
○藤田進君 それから一億五千万円の
精製会社の分は、その精製会社の団体
からそういうものを引き受けるという
ことでなくて、個々の会社から通産大
臣に回答があったように聞くわけだ
が、そうすると一億五千万円というの

は、通産省の方できめたわけですか。
○政府委員(川上爲治君) 本年度一億
五千万円程度というものは、これは通産
省できめたわけでごさいます。五カ年
計画を策行します初年度として少し、
これはどうせ開始は十月の一日ごろか
らだと思ひますので、そこで初年度に
おきましては九億程度のうち、精製会
社、主として精製会社であります、
そうした民間の方からは大体一億五千
万円というところは、これは政府と申し
ますが、われわれの方で大体そういう
計算をしたわけでごさいます。この
金額等につきましては、精製会社の方
にも大体話してありますので、精製会
社の方は団体から、じや、これを出し
ましようということにはなっておりま
せんが、各社の方から大体応分のもの
は出せるということを言つて参つてお
りますので、一億五千万と申しまして
も、精製会社よりも九社ありますので
で、まあ千五百万円から二千万円程度
ということになりますので、これはま
あそれほど大きな問題ではないのでは
ないかというふうに考へます。現に二、
三日前におきましては精製会社を集め
まして、この会社に対する協力をいう
る相談しましたところが、その程度
の金は本年度におきまして出せるとい
うようなふうな聞いておりますので、
問題は無いのじゃないかというふうに
考へます。

○藤田進君 この会社にかねて鮎川さ
んの主張を聞きまして、彼が帝石の会
長になられたときに、商工委員と懇談
した際に、もう言われていたことですが、
もうすでに国内の資源を開発するとい
うことはいろいろの面から見て不得策
であるから、たとえばアラブのごとき

と、自分も行ってきたの
ですが、そのところの王様と会つた
が、そういうところを開発する、その
ための技術養成をし、資本を必要とす
ると、こういうふうな言われて、かな
り固い信念と行動を用意されていたよ
うに思ひます。これは文書によつても
各委員に配付されておりますが、そ
ういふ意見に對して現案の鮎川さんの
ところからも出資をし、開発は一応この
会社に譲つた形になつてくるわけだ
が、非常に簡単ですが、しかし内容は
すでに御承知でしょうから申し上げま
せんが、そういうふうな鮎川さんの
意見がこれによつて受け入れられるこ
とになるのか、具体的にこれは国
内、国外の隔ては法案としてはありま
せんが、国内資源の開発だけをこの会
社は当面の目的としているようにも見
えるが、そういう海外への進出につ
いてこの会社がなし得るようなお考えが
現段階であるかどうか、この点をお伺
ひしたい。

それからいま一つ先ほどの質問で
残つてゐるのは、将来の増資計画につ
いてまだお答えがないと思ひます。
○三輪貞治君 關連して。帝石が初年
度において三億、次年度に三億五千万
万円、それから精製会社が一億五千万
円出資をするという一札が通産省に
入つてゐるということですから、その
一札なるものを一つ出していただ
きたい。きょうでなくてもいいです。そ
れからそれは一体的な拘束力がある
ものかどうかということについての御
所見も一つあわせて承わりたい。

○政府委員(川上爲治君) この将来の
増資計画であります、大体この会社
は三十五年度におきましては七十九

億、約八十億程度の資本金を持つ計画
にしてあります。初年度は先ほど申し
上げましたように九億、三十一年度が
十四億、それから三十二年度が十四億
であります。

○藤田進君 それは資料をもらつてあ
りますか。

○政府委員(川上爲治君) これは資料
を差し上げてあります。

○藤田進君 そうですか、資料があれ
ば、その点はいいです。

○政府委員(川上爲治君) それから鮎
川さんがどういふふうにおつしやつた
か、これは私も余り詳しくは聞い
ておりませんが、鮎川さんのお考えも、
大体われわれの方と同じではないかと
思つてゐるのですが、ただ海外進出と申
します、海外協力と申しますか、そ
ういふ点が余り強く出過ぎておつしや
つてゐるのじゃないかと思つてゐる
けれども、やはり海外に出るにしまし
ても国内資源を相当開発しまして、そ
うして技術の養成なり、そういうこと
をしなければ、外国に對しましては、な
かなか出ていくというふうなことも、
鮎川さんはよくわかつておられると私
は思つておりました、そういう意味か
ら、こういう会社をどうしても作らな
ければならぬということをお鮎川さん
も今までたびたび方々でおつしやつて
おりますので、その点につきましては、
これは私の方と大体考へは同じではな
いかというふうに思つております。た
だ、この会社ができて、この法律
で海外に對しまして、この会社がその
開発をやるかどうかという問題につ
きましては、この第一條におきまして
は「石油資源の開発を」といふふう
になつておりました、特にわが国のとい

う文句を入れてありませんので、私の方としましては、この会社としましては、もちろん事業として海外の仕事もできるものと解釈をいたしております。しかし、この会社はどこまでも原則として国内の石油資源をこの五十年計画に基いてやりたい、これを主たる任務と考へておりますので、私どもの方としましては、この会社の運営につきましては、国内の開発を第一義的に考えたいというふうに思っております。

それから今三輪先生がおっしゃいました精製会社なり、あるいは帝石の方からの一札でございますが、今私に、手元を持って参っておりますので、他日持つて参りまして御説明申し上げたいと思ひます。

○藤田進君 そうしますと、特にそういう点意識して、国内、わが国の石油資源の開発と書かなかつたということであれば、将来この会社は海外の開発にも当るといふことで、一応立法する際の考慮としては考へていいし、そういう含みがあるといふことであります。重ねてお伺ひしておきます。

○政府委員(川上爲治君) その点は今おっしゃる通りであります。しかしどこまでも、第一義的に私どもは国内資源の開発を行いたいと思へております。○栗山良夫君 今の鉱山局長のお話は、法案の提案理由の説明には全然書いてありませんね。それにはどう書いてあるかといふと、「国内における石油資源を急速に開発し」といふことになつておる。これはもし今の鉱山局長のおっしゃることが正確であり、しかもそれが将来行われるといふことであれば、この提案理由の説明のところを補足されておく必要があると思ひるので

す。僕はあくまで国内資源の開発という意味で話を聞き、そういうふうに頭をまとめたのですから……。

○政府委員(川上爲治君) これは私の方としましては、先ほども申し上げましたように、この会社はさしあたりにおきましては、国内資源の開発というものを第一義的に、とにかくこれに最重点を置いてやるというふうに考へておりました。海外の石油の開発に対しては大きな金をこの際出してやるということは、今は考へておりませんが、これはそういう時期が参りましたとはなないといふふうに考へておりますので、特に提案理由の中に、海外の方

も大いにやるのだといふふうに書かなかつたわけでございます。それからまたそういうことをはつきりこの法文等に書くことがいいかといふことは、國際的な關係もありますので、どうかと思ひますので、そういうことは特に私の方としましては書いてございせん。

○藤田進君 この会社ができて試掘に入つていけば、当面は石油の探査だけになりますか。それともこれは七条では一応四つ書いてありますが、これを関連して、第四の場合は別としまして、一から三までは同時的にこれを行ふという計画、これはいろいろな資料も出ておりますが、どうも不明確ですか。お伺ひするわけです。ことに石油の販売をするといふことになりまして、これは精製の事業もかねて行ふといふふうに理解せられるわけですが、その点もあわせてお願いしたいと思ひます。どうなのか……。

○政府委員(川上爲治君) この会社はどうしてもこれは探査が非常におくれ

ておりますので、探査をすることが、これが第一義的でございます。探査に非常な力を尽したいと思ひます。が、実はもう次年度以降におきまして、その探査したところから探掘するところまでを考へておきまして、次年度におきましても、あるいは三十二年度におきましても、相当の油が出るものとわれわれは考へておりますので、当然探掘の方もやることになるわけでございます。従ひまして探査を、これ

はもちろん第一義的にやるけれども、それが当りまして、当りましたときは探掘の方へももちろん金を出しまして、そうしてやるということに相なるわけでございます。

それから付帯事業としまして、精製設備を持つかどうかという問題につきましては、現在のところ精製をやる考へは持つておりません。

○理事(古池信三君) ちょっとお諮りいたしますが、今通産大臣が御出席になつたのですか……。

○藤田進君 ちょっと、今の答弁が残つてゐるのだから、それは通産大臣、ちょっとがまんして下さい。それで、今の精製はしないが、販売をするといふことになれば、この会社が探査、採取したもの、原油を一たん精製の会社、既存の会社に売つて、その精製された石油をまたこの会社が買つて、その石油の販売をする、こういう手順になりますか。

○政府委員(川上爲治君) それはそういう意味ではなくて、これは石油の中で原油、この原油という意味でありまして、この原油を採取しまして、そうしてその原油を販売するといふわけでございます。

○理事(古池信三君) それでは、通産大臣が御出席になりましたから……。

○三輪貞治君 大臣にお尋ねする前に、先刻ちょっと答弁されておつた授權資本が八十億といふ、資料によつての説明がありましたね。これはなぜ電源開発会社等のごとく、授權資本を法律に明記しなかつたのですか、会社の定款でも明記するといふので

○政府委員(川上爲治君) この点につきましては、われわれの方もいろいろ検討いたしましたのですが、実はこの九十億といふ金を、七十九億にした方がいいか、もつと実は九十億くらいにした方がいいか、六十億くらいにした方がいいかといふ点につきましては、十分検討を要する点もありましたので、実ははつきりとの際八十億といふことを書かない方が、かえつていいんじゃないかといふふうに考へまして、やつたわけでございます。ただししかし国としては、常に二分の一以上を持つといふことをはつきりしておけば、それでいいんじゃないかといふ意見も相当ありましたので、実はそういうことにいたしましたわけでございます。

○三輪貞治君 先ほどあなたの御説明になつた八十億といふのは、これは一応の案なんですか。まだ固まつてないのですか。

○政府委員(川上爲治君) これは私の方でいろいろ検討しまして、一応の、大体これはこういうことで進みたいと思ひますが、そういう意味の計画でございます。

○三輪貞治君 この前の委員会とき、大臣もちょうどいいになつているときに、日本の燃料政策の根本的な

方向について御質問をしたときに、精製会社の資本構成と、外国資本が持つて行く利潤についての資料を求めておつたわけですね。それと今日提出をされましたそれによりますと、大部分の精製会社が五〇%ないし五五%の外資比率でもつて、資本構成がなされてお

り、しかも外国株主に対する配当金も四億、三億、二億近く各会社が配当いたしております、合計して十一億円以上になるものであります。そのほかこれらの外国会社は、その出資している精製会社に原料を売っているわけですから、その面から受ける利益その他を加へますと、もつとこれは大きな数字に上るものだろう、かように考へられます。さらに先ほど質問をいたしましたが、このたびの日英通商航海条約の公式の会場において、日本の外資割当は、不当に少いといふような聞きよ

うによつて、内政干渉と十分に認められるような発言もされておきまして、それが日本の将来における外資の割当に影響を及ぼすのではないかといふことさえも考へられておる。またその他の事例等から考へましても、われわれはこの國際石油カルテルといふものの巧妙な仕組み、その大仕掛けな燃料支配といふものに、実はびくつきりしておるわけでありまして、日本においてもこの法律なりあるいは石炭合理化法その他の燃料に関する一連の法律は、これは日本の生産物の輸出コストをいかにして低下し、貿易を伸張するかといふこと、さらにたくさんかかえておる失業者を完全雇用をしていく道を、そういう産業発展の過程においてどういふふう

に求めていくかといふ非常に大きな問題に遭遇しているわけです。そう

方向について御質問をしたときに、精製会社の資本構成と、外国資本が持つて行く利潤についての資料を求めておつたわけですね。それと今日提出をされましたそれによりますと、大部分の精製会社が五〇%ないし五五%の外資比率でもつて、資本構成がなされてお

り、しかも外国株主に対する配当金も四億、三億、二億近く各会社が配当いたしております、合計して十一億円以上になるものであります。そのほかこれらの外国会社は、その出資している精製会社に原料を売っているわけですから、その面から受ける利益その他を加へますと、もつとこれは大きな数字に上るものだろう、かように考へられます。さらに先ほど質問をいたしましたが、このたびの日英通商航海条約の公式の会場において、日本の外資割当は、不当に少いといふような聞きよ

うによつて、内政干渉と十分に認められるような発言もされておきまして、それが日本の将来における外資の割当に影響を及ぼすのではないかといふことさえも考へられておる。またその他の事例等から考へましても、われわれはこの國際石油カルテルといふものの巧妙な仕組み、その大仕掛けな燃料支配といふものに、実はびくつきりしておるわけでありまして、日本においてもこの法律なりあるいは石炭合理化法その他の燃料に関する一連の法律は、これは日本の生産物の輸出コストをいかにして低下し、貿易を伸張するかといふこと、さらにたくさんかかえておる失業者を完全雇用をしていく道を、そういう産業発展の過程においてどういふふう

に求めていくかといふ非常に大きな問題に遭遇しているわけです。そう

いう場合に物を作るその大もとである燃料をこういう形において握られておる、支配されておる。ちようど首根っ子を握られておる形においてわれわれはそのワケ内において政策を検討しなければならぬ。こういうような、言葉をかえれば、まことに植民地的な燃料政策というものが大きな波が日本に押し寄せているということをは考えざるを得ないのであります。この国際石油カルテルというものに対して大臣はいかに御認識になり、しかも将来においてこれをどういうふうに打開をしていく、日本の燃料政策の自主性というものを取り戻す御決意があるかどうか、この辺を一つお伺いしたいと思ふのであります。

○國務大臣(石橋湛山君) これはなかなか大きな問題でありまして、関係するところが大きいのであります。が、この現状はとにかく戦後、占領中といった間にかつこういう形ができてしまいました。私も決意してこれに満足しておるわけではございません。これは打開すると言つても、今のこの最近、今シエルの話が出たかどうかは知りませんが、とにかく英國側では、米油でなくして英國系統の油をもっと入れてくれ、今よりも……そうすれば、米國系統の油で抑えられておつたことは事実であります。入れてくれという要求があることは事実と思ひます。現状においてはとにかく英米系統の石油というものが世界市場を支配しております。ほとんどみんなその最初の油の出るところを握つておるというような格好でありますから、これはある程度いかんともすべからざる状況であるということになります。これを打開するためには

は英米系統以外の石油を開発し、そうして日本へ入れる、あるいは日本自身が石油を生産することでありまして、今度の開発会社もまあいささかさうな野心を持つて國內の油田を一つ開発してみようというわけでありますが、これはどれほど力になるかというところは、まだやってみなくてはわかりませんが、そのほかにこれはあまりそう大げらに言うてはおもしろくないかと思ひますが、インドネシアでありますとか、あるいは南米方面には相当日本人の開拓を待つておる油田もありますので、この石油会社でこれは一つは技術の問題がありまして、この今度の開発会社によつて最新の技術、最新の機械も取り入れて日本人の十分技術を養つて、國內の油田を開発すると同時に、場合によつたら外國の油田を開発するところまでいつてもいいのじゃないか、これは私そう考へております。そういう方法で逐次それは英米系統の驕縦を脱するということ以外には、これは急激にどうするということにいかんかと考へております。

○三輪貞治君 それから数少ない会社がある、精製会社で全く外資によらないものもあるようにこの資料に見受けられただけですが、こういうふうな同じ精製業という中に、一方には五〇ないし五五％という外資が入り、一方には全然民族資本で経営されておる、こういう二つのものがはつきりしておる場合に、通産省としては何らかそとに外資の割当なりその他の政策において、行政指導において特別な自主的な手心を加えるというような保護育成とか、そういうようなことについて考へておるなり実施されておることがございます。

は英米系統以外の石油を開発し、そうして日本へ入れる、あるいは日本自身が石油を生産することでありまして、今度の開発会社もまあいささかさうな野心を持つて國內の油田を一つ開発してみようというわけでありますが、これはどれほど力になるかというところは、まだやってみなくてはわかりませんが、そのほかにこれはあまりそう大げらに言うてはおもしろくないかと思ひますが、インドネシアでありますとか、あるいは南米方面には相当日本人の開拓を待つておる油田もありますので、この石油会社でこれは一つは技術の問題がありまして、この今度の開発会社によつて最新の技術、最新の機械も取り入れて日本人の十分技術を養つて、國內の油田を開発すると同時に、場合によつたら外國の油田を開発するところまでいつてもいいのじゃないか、これは私そう考へております。そういう方法で逐次それは英米系統の驕縦を脱するということ以外には、これは急激にどうするということにいかんかと考へております。

○政府委員(川上爲治君) 外貨の割当の面におきまして、外國資本が入つておるものと外國資本が入つていないものとを區別してやりますことは、これは非常に問題があるかと思ひます。で、從來特別に日本資本だけでやっておるからといって外貨をよけいにやるようなことはいたしてありません。ただ、たとえば開銀の融資の問題でありますとか、あるいは興銀等から融資してもらつたかというふうな、そういう場合におきましては、私どもの方としましては外國資本の入つていない、この日本の資金だけでやっております。この方面に、極力優先的にやっております。これは外資導入なり、そういうことで適当にやつたらいいじゃないかというところ、私どもの方としましては、こういう日本資本のものだけに對しましては極力そういう資金のあつ旋回とか、そういう面を援助いたしてあります。

○三輪貞治君 それで直接この法律に入つてお伺いしますが、先ほど川上局長からも聞いておつたのですが、この法律を出されたいきさつですが、初め政府提案を計画され、その後大蔵省との折衝の過程において國內石油資源の開発政策に対する根本的な方針の相違から、衆議院の商工委員會の燃料小委員會で案をまとめるという段階になつて、その後さらに三転して政府提案になつた。この間のいきさつを考へますと、前においては相当通産大蔵両省の間にこの法律をめぐつて、この石油開発をめぐつて意見の相違があつたといふことが考へられるわけです。それで今日においてはその意見の相違は全く解消されておるものか、またその相違しておつたおもな点は一体どういふところにあつたのか、これは大蔵省にもあとでお伺いしたいと思ひますが、大臣から一つお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 遺憾ながら御指摘のように予算編成のときで非常にごたごたしてるときでありました。が、われわれとしては開発会社を別途作る、これはいろいろ議論がありまして、帝石というものが元來特殊会社みたいなものだから、帝石にやらせた方がいいじゃないかといふことをわれわれも考へましたし、別個にやるのがいいかという、いろいろ論がありました。が、とにかくいろいろ検討の結果、帝石はもと特殊会社であります。が、今はもう普通の会社になりました。あれをまたふたたび特殊会社にするということとは、現在の株主等の関係からなかなかむづかしいといふので、開発事業だけを別個の特殊会社でやろうといふ案をわれわれとしては考へておる。大蔵省と話し合つたのであります。が、ちようど予算編成と同時にありまして、非常にごたごたしておるときでありまして、この開発会社の法案と同時に予算の方との話し合いを一緒にすること、事務の進行上にも都合をきたすといふふうに私考へましたので、とりあえず今まで通り帝石に三億円の補助金を与えて、こゝしは開発をやらせるといふつもりで、これは妥協いたしましたわけでありまして、その後国会の方でいろいろ議論が起りました。議員提案にするといふような話もありましたが、だんだん落ちつきまして、大蔵省の方も考へ直しまして、現在においてはこの石油開発会社に大蔵省も協力して

る、こういふ形になつておりますから、今後の進行には支障はないだらうと思つております。

○三輪貞治君 そういふふうに意見の違つてから考へまして、また常識的に考へまして、石油資源の探鉱事業のごとく非常に危険度の多い事業につきましては、これは官利企業の形態をもつて行ふことは不適当だ、こういふことがやはり基本的に流れておる考へ方ではないかと、こういふふうに思ふのであります。この点に對する大臣の御所見を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) お説の通りであります。たとえ帝石にやらせるにしても、帝石だけの危険負担でやらせるというところは、とうてい困難であります。今年度も三億円の補助金を出しておる、こういふわけで、國家が資金を注ぎ込んでやろう、こういふ決意を持つておつたわけでありまして、でありますからむろん御説の通りであります。

○海野三朗君 そういたしますと石油開発会社と帝石との関係はどうなりまして、開発会社と言つたつて、いつまでも開発会社でもつていかれるといふわけのものではないでしょうか。そうすると何年かの後においては帝石とどういふ關係に結び付けようとお考へがあるのですか。

○國務大臣(石橋湛山君) ただいまのところでは、新たに帝石と結び付けるという考へは持つておりません。ただ現状におきましては、大體飯区は帝石が前からのいきさつで大部分持つておるのであります。その飯区を新会社が引き受けて開発させる。人間も実情に應じて開発に適する技師とか、勞務

者は大体帝石に集まっているのでありますから、初め帝石から人間を分けてもらつてやるという様な考えでありますから、従つてしばらくの間は、帝石とはあなたがたおっしゃるような格好で非常な協力態勢をとらなければならぬといふ。そのつもりでやっておりますが、將來この会社が開発がいつ終るという事は今見当もつかないわけでありまして、成功をおさめまして、そして開発ができたという場合に、また帝石と一緒にするといふような考えは持つておらないのであります。

○栗山良夫君 関連して…… 実は私もこの法案で一番中心の点はそこだと思ふ。たとえば帝石の設立された時期はおそらく、私はよく研究しております。せんからわかりませんが、国家資本を背景にして作られて、今の開発会社法の精神と同じような格好でスタートをしたものだと思う。そしてだんだん開発していつて、行き詰りがきて今日の状態になった。この開発会社がまた国家資本を背景にしてやうていきますと、年月がたつていくと、今日の帝石と同じ姿になる。そういうふうに考えますと、完全な第二帝石と私は言つてかまわないと思ふのですが、第二帝石になる。そして今帝石は要するにもう油田の開発はやめて、今掘っている井戸を維持、補修して油をくみ続ける、そして油がとまればそれでよしといふ、こういうことになると思ふのです。そういうことの事実認識が間違つてゐるか、あるいは正当であるかといふことをあなたにお尋ねしたいことが第一点。もしそういうことであれば、なぜ現在の帝石をもう一ぺん投資会社として再開発のできるような措置が講

ぜられないのか。なぜ屋上屋を重ねるような体制をとらなければいかぬのか。そういうことをしなければならぬのには何か事情があると思ひますが、それはどういふ事情があるのか、それを伺いたい。

○國務大臣(石橋湛山君) 別段大して深い事情はございません。ただ帝石は先ほど申しましたように現在ほとんかく民間会社になつて、政府も株を持っておりまされども、大株主もおりまして、これをまた政府関係の投資会社に戻すといふことは、現在の株主の承諾を得るということが必要でありまして、それから帝石の希望は現在の油田を利用し、またガスと一緒にして、ガス化学と申しますか、それを一つやりたいといふのが現在の帝石の希望でありますから、それはそれで結構であります。それはそれとして、日本の産業としてガス化学をやつてくれるといふことも大いに歓迎すべきことでありますから、帝石の希望にまかせて、一つ油田試掘の負担をこちらで引き受けてやる。そして身軽にして帝石は帝石として新しい分野を開いてもらふ、かように考えます。

○栗山良夫君 私はそこが問題だと思ふ。なぜかと言ふと、帝石をたとへば投資会社に作り直すには、株主の承諾を得なければできないと言ふ。しかし今大株主といふのはどういふ株主かといふと、長い間帝石発生以来政府の手厚い保護を受けてだんだん伸びてきたんで、株主だけの努力でそのなつてゐるのではない。私はそれは今作られようとする会社と同じだと思ひます。そういう会社でありながら鮎川

さんが会長になる前までは、終戦当時の帝石の内部の混乱状態はどうでしたか、株主のエイズムに左右されておつた。鮎川さんが入つてやつと收拾した。そうすると、そういうような国家の手厚い保護を受けてこゝまで育つてきた帝石といふものはわざわざ第二会社を作らなければスタートできない。そんな弱い国家権力ではないかと私は思ふ。なぜ一刀両断にできないのか。大株主の承諾を得なければできないとおっしゃるが、それは法律的にできないのか。現実には株主の中にそういうエイズムの人がおつてできないのか。

これは私は大株主の名前は当時あの会社の内紛のときには若干、直接関係はしておりませんけれども、陳情を受けておりますから知つております。どういふ性格のもので、どういふ男であるのか……。だからその点は私も帝石のこととはまんざらしようとばかりありませんから、それをお含みの上で一つお答え願ひたい。

○政府委員(川上爲治君) 現在帝石に對しまして政府としましては約一八%の株を持っております。残りはこれはすべて民間の株主でございますが、この帝石をこの際特殊会社に持つていくといふことになりますと、三分の二以上の議決を要するのでございまして、この点につきましては、私どもとしても何としましてこれをそのまゝ特殊会社にした方がよくはないかという意見もあつたのであります。また鮎川さんとしてゐるいろいろな点をおつちやつてゐるのですが、この大株主、中株主等にいろいろ當ててみますと、現在におきまして帝石を特殊会社にするといふことはどうも反對する人が相

当ありまして、果して三分の二の決議を得るかどうかということが非常に問題でありましたし、それからまたこれを無理にやるといふことはこれは現在の法律上できませんので、従ひましてわれわれとしましては、この際やはり別会社を作つてやつた方がよくはないかと考えまして、こういう法律を出したわけでございます。

○栗山良夫君 そのところ若干牽強附會のところがありますが、無理にできないとおっしゃいますけれども、鳩山内閣の有力閣僚の中には、電気事業の再々編成を唱へてゐる。あつちの会社とこつちの会社をくつつけるとか、こつちとこつちをくつつけるとか、そういうことを堂々として述べている人があつてあります。これだつて株主の承諾が得られなければ民間の会社はできません。その点ロジックが合ひませぬ。これは大臣の答弁を求めます。

○國務大臣(石橋湛山君) 議論として電源会社の再々編成とありましますが、それをいよいよ実行しようとするればなかなか問題だと思ひます。ですから、同じ議論で帝石を特殊会社にして、これに開発をやらせようじゃないかと、同じ議論はわれわれの中にもあります。ただその議論をその通り実行することは相当無理でありますし、それで従業員関係もやはり今の帝石をそのまま存続してはしつといふような意向もだいたいありますし、かたがた、開発は別の会社でやつた方がかえつていろいろなフリスクを起さずにやれる、こういう考えを持つておられます。○栗山良夫君 それは、私はお言葉を返すわけじゃありませんが、あれが將來北海道の油田が開発されるとか、他

の地区に開発されるということならいいのですが、おそらくは秋田にも、新潟にも、山形にも今の鉱区のあるところでもどんとんやられるでしょう。そのときに採油の設備からその他送油の設備等全然別会社ですから、二重設備が行われる。もう一つの欠点は帝石から油を掘ることを取つてしまへば、その技術者が若干動遷することはもちろんでしようが、それと同時に残された井戸だけをもらつた帝石、現在の帝石といふものは末細り、だんだん油を掘つていけば油がなくなる。有限です。……。そういうことをくなくをしないでも、現在の帝石といふものを投資会社に再編成して、そして日本には國策会社、石油開発並びに採油会社は一つしかないのだという従来のやり方ではないかと思ひます。大臣も話に上つたとおつちやいまして、が、おそらく大臣も私の今述べているような方法がいいと私は腹の中では考へてゐるとおつちやいまして、あえてこれはそんなことであります。そんなことをする。その場合に株主が承知しないと言ふのですが、電気事業と帝石と考へた場合、電気事業は明治以来発達してきたけれども、帝石ほど直接國家の庇護を受けておりません。資金的にもその他にも……。なるほど独占地域の恩恵は受けてゐるけれども、その他にはない。金銭的にそんな深いものはありません。ところが帝石といふのは、とにかく政府が株を持つて政府が投資をしてこゝまでやつてきたのだから、株主になぜその遠慮されるのか。電気事業の再々編成を唱へるだけの強い信念を持つておられる現内閣の閣僚がおられるそういう意思堅固な鳩山内

○栗山良夫君 株主が承知しうにな
いものをなぜこの急がしいのに研究さ
れますか。帝石ですらできないとさじ

わけです。もともと「言います」というところ、あの資本というものは国民の税金でできたものであります。それを途中からしてあの株の下落が何かを理由として第二会社を作ってしまった、そしてその資本を非常に縮小して四十億の資本でもって今日あれほどの事業をやっている。つまりこれを要約す

○國務大臣(石橋湛山君) 私もよく歴史を存じませんが、あの製鉄会社が分割しましたのは占領中で、いわゆる集中排除法というような、いろいろの財閥解体と同じような思想から参つたのでありまして、あれは特殊事情だったと思ひます。これは日本政府がわざわざ

い御決意と、通産大臣としてのほんとうの良心的な御答弁を一つ私はお願いしたいと思うのです。

○国務大臣(石橋湛山君) 先ほども申し上げましたように、この開発会社を将来民間に払い下げるとか何とかいうことは今何ら決定をいたしておりません。しかしこれは今のところではとに

今帝石を特殊会社にしまして、そうして国家がうんと力を入れておやりになる方がほんとうではないか。どうも将来帝石にする——その帝石の株はたれが持っているか、他にバナナのたき売りみたいにして渡してしまふ時期に必ずや至るのではないかということを思うのです。それよりはむしろ

るこの帝石を初めから特殊会社にしてしまつて、政府が資本を渡しておやりになつた方が筋の通つたるあり方ではないかと、私はそう考へるのですが、しかしまあ通産大臣としてのもう一ぺんその御所見をお伺ひいたしたい。

○国務大臣(石橋湛山君) お説非常にごもつともありますが、今そういうことを考へておられないのです。で、どこまでも一つこれに開発をやらしたい。さつきの御質問にも答へたように、場合によつたらこの技術をもつて海外油田の開発までもやるという一つの現在においては開発に野心を持つておられます。で、幸いに石油ができましたれば、今の外国石油に圧迫されておる状況が改善ができるというつもりでありまして、その場合に今度いよいよ石油がたらくさんに開発会社の手によつてできた場合に、さつとうするかどうかというとは、これはまあ實際出てみないと言へないのであります。出ないうちにその処分を初めから考へるのも少し早い、いわゆる皮算用になる懸念もございまして、ただいまのところでは別段その案は決定はしておりません。

○栗山良夫君 当るが当らないかわからないとおっしゃつたことまではよろしいが、當つた先のことを考へておられぬとおっしゃつたのですが、當つた先のこととは油を取つて売るといふことは書いてある、経営されるでしょう。今帝石がやつておると同じ経営状態になる、當りさへすれば。それだから私は第二帝石だといふことを申し上げたのです。それで今の帝石といふものは、ただ今ある井戸の油を取るだけだ、だんだんだんだん末細りになつて、しまいは有限だから仕事がなくなつてしま

まうでしよう、つまりそういう格好になりやしないかといふことを私は申し上げておる。

○国務大臣(石橋湛山君) 帝石のことは帝石がやつておられますから、ここで私から細かいことは申し上げかねるのではありませんが、今の帝石の考へは先ほどもちよつと申し上げましたように、現在掘つておる油と、それからガス等を利用するいわゆるガス化学工業ないし石油化学工業に使う、こういうわけでありまして、将来も幸いに開発会社等から油が出ますれば、そうすれば開発会社が今の原油を売らるわけでありまして、そこへでも、これは帝石に売ると限りませんが、帝石もその油を買つて、そうしてこれによつて事業を続けたい、こういうのが現在の帝石のねらいのようでありまして。

○三輪貞治君 これは何かとらぬタマシの皮算用で、そういうようなことは望ましいといふことをおっしゃいます。が、実はこの辺を私たちでも非常に心配するわけです。これは非常に余談になりますが、資本主義といふものの一つの発展過程といふのを見ると、バーナード・ショウという人が書いてある資本主義、社会主義、共産主義、ファシズムといふ本によると、そのことを一番指摘しているのです。郵政事業を見ろといふことが書いてある。ところがその本を私見てしばらくしてこの国際電信電話ができた、これはまことにむべなるかなと思つた。一番もうかる国際は純然たる資本家に、その当時の資産で二百億ぐらいもあるうと言われる施設が、あの当時はたしか二十何億でかゝり下げてしまつた。それ

で、一番もうからない五円で山の中に建つて、この郵便事業は国がやつておる。こういう形がまあ大體伝統的な形なんであつて、今聞いていると、どうもそういうふうになれば幸いであつて、とらぬタマシの皮算用だけでどうなるかわからぬといふので、これは非常にわれわれを危惧を感ずるのですが、しかしそれこそ全くとらぬ理の皮算用です。から、ここでそのことをいふと追及したり、論議をするつもりはあります。が、国会はそういうことを監視する機関でもありませんから、まあ一つそういうことは将来においてあまり今までの郵政事業でやられたような方法はこの際はおとりにならないように、たとへば一番金のかかる探鉱事業は相変らず国でやる、それからややうか

る既存の油田の開発はまたその下の別の会社、それからさらにそれを利用した石油ガス化学といふのは今度は三つに分れて、ちよつと郵政事業、国内の電信電話、国際という形と同じような形になるのではないかと、いふうな危惧もわれわれは実は持つわけなんです。しかしこれは今の目の前の問題でありませんから論議しませんが、そういうことがいふか悪いが別として、どういふことが今の場合懸念されるわけですか。というの探鉱技術が二分されるのではないか、一つは新しい探鉱技術を特殊会社で一本化してやるというところ、それから既存の油田を開発していくといふこの探鉱技術、そうしますと、だんだん長くやつておる間に、能率と技術に二分されて技術が低下していく懸念はないか、そういう面から合併、吸収といふようなことが起つて来やしないかといふことを心配するわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(川上爲治君) この試掘探鉱につきましましては、これはこの会社が今後におきましてはほとんど全部やつていく。帝石におきましてはもう試掘は今後一切やらないといふことになりまうので、試掘に関する限りは帝石の現在の技術者はだんだんこの会社の方の事業の発展に伴ひまして吸収していく考へ方でございます。従ひまして両方とにかく二分されて、帝石の方でも試掘をやればこの会社の方でも試掘をやるといふようなことには全然考へておりません。

○三輪貞治君 私はそういうことを聞いたんではない。それもわかつておるわけですが、その既存の油田開発と探鉱の二つに分れていって事業の能率が低下していくといふ過程で、またその既存の油田の開発と探鉱とが合併して、すなわち新会社に帝石を合併するといふ事態は想像できないか、こういうことを聞いておるんです。

○政府委員(川上爲治君) 今そういうことは考へておりませんが、帝石は今後探油につきましましては、従来の油田を守つて探油をすつとやるわけでございます。その出て来ました油は、あるいはそのガスを、これをガス化学の方に使つていきたいといふ考へ方でございます。この会社は、これはガス化学とかそういうことをやるわけではございません。そのので、少くとも五年、あるいはそれよりも長い年月におきまして石油の探鉱に極力力を尽していく、そうしてそれによつて出て来た油についてはこれは探油をするといふ考へでございますので、もちろんこれは仕事そのものについて若干のダブることは私はこ

れはできると思ひますけれども、大部分のものにつきましては、これは別々の仕事をやつていくといふふうにお考へになつても差しつかえないのではないかと、いふふうにお考へます。

○河野三三君 さつきの九億の資本のうち四億五千万が政府で、三億が帝石で、一億五千万が精製業者、こういうことですが、そういう資本構成にされなければならぬ理由はどういうことですか。

○政府委員(川上爲治君) 初年度におきましては九億、実際の仕事としましてはそれ以外に助成金が三億ありますので十二億程度の仕事をすることになつておる。が、資本金としましては九億でありまして、資本金としましては九億でありまして、その九億のうち、政府はこの法律によりまして常に二分の一以上の株を持つていなければならぬといふことになっておる。ので、資本金としましては、この政府の帝石に持つておられます株を現物出資しまして、それが大体四億五千万、そうしてそれ以外に帝石が約三億程度出資する。それから精製業者等が一億五千万程度といふふうにお考へておるわけでございます。それからまた初年度九億といふふうにしなされたのは、これは十月から実際の仕事はおそらく入ると思ひますから、そんなにたくさん金は要らないと思ひます。

○河野三三君 私伺つてゐるのは、政府の出資はわかるんです。政府は強要しないでしょうが、あつては帝石に三億持てとか、精製業者は一億五千万円持てとか限定して、そういうものに資本構成をさせる。どういふ趣旨で政府はそういうことを言つておるか。もつと極端に言へばどういふこと

○政府委員(川上爲治君) これは計画でございまして、実はそれ以外の方面におきまして、かりに五千万円くら

持たせるということとは、ほかの持ち手があるならば、どこを減らすのですか、帝石を減らすのですか、精製業者を減らすのですか、私はここでそういうことをなぜ聞くかと言いますと、この機会に時間をかけて言いますが、私はそういうようなことを言うのは、先ほど通産大臣がおっしゃいました海のもの

考慮を要すると私は思うので、私は今伺つておるわけです。

○政府委員(川上爲治君) これは私どもの方としましては一番心配なことは、この会社ができなくても、これは相当その事業について危険がありますので、果して民間の出資が十分できるかどうかという点については、私の方と

りまして、これはもし精製会社以外に
おいても相当金をこの際出したいと、
相当危険がありますので、危険を冒し
ても出したいということであれば、私
どもの方といたしましては、もちろん
そういう出資は大いに歓迎していき
たいと思っておるわけでありませう。

なお、その精製会社に対して何か条

の形で政府が拘束を受ける。その結果は政府が非常に不利な立場になるといふことを考えます。あなたは今三輪さんには、要求した資料は一札とってあるから出すと言わなければならない、そういうものが出たら大変ですよ。私はそう思う。もしとってあるなら、これは私の個人の意見であるけれども、これはお

やめになった方がいいと思う。そういうことは政府があつせんするものじゃないと思う。これは通産大臣どうですか。そういうことは責任ある政府のやるべき範圍外だと思つておきます。

○國務大臣(石橋湛山君) 御心配ごもつともと思います。だからそれは強制

○河野謙三君 だから、その協力する
という形を私は書面でやることはいか

ぬと思うのですよ、とういうことは。
書面で何もやらなくちゃいかぬという

ぬと思うのですよ、こういうことは。書面でも何やらなくちゃいかぬというものじゃないと思う。そういうことでやると、かりにこれが非公式な文書で

いことでありましょう、またやるべきはずもないと思います。

○三輪貞治君　そうなりますと、私はそれを裏を返すと、まあ一番金のかかるあばれん坊がおつたと、どうも金を

使つて仕方がない、これをどこかに養子にやつて、ほかで育てて訓練してもらふという、こういう格好になつて、あとの甕石はこれは既存の油田を掘つてもうかるばかりだと、こういう会社になるおそれはないのですか、この新石油開発会社なるものは。

せんで、やはりこの際国が相当の金を注ぎ込んでやらなければ、どうにもこの百万キロリットルの増産はできないというところに私は問題があるかと思ふのであります。そういうわけで実は帝石を現在のままにしておきますれば、これは現在程度の三十数万ぐらいのものは年々出していくと思ひますけれども、しかし一躍百万キロリットルまで持っていくというのは、これはとうてい現在のところではできないかと思ひます。

○三輪貞治君 そのことは帝石が先細りをすることは、新開発会社ができて同じことだと思ふ。開発会社は新しく開発した油田を帝石に売るようになつておらぬですから、帝石は既存の油田だけを守つておるだけです。新し

い開発会社の開発した油田からできた石油は会社自体が売ることになっておる。そうすれば百万キロリットルになったところで、それは帝石がふえるということではなく、日本全体の油がふえるということではないか。

ります。それに対してこの会社としましては、これは一般の商習慣にそういうことがあるのですが、また外国におきましてそういう例になっておるのですが、いわゆる対価としまして、油が出ましたら、出ないときはこれは問題ありませんが、もし出ましたらそのうちの何分なら何分というものを原油でこれを帝石の方に返すということになりますという、その原油は帝石の方に返ってくる、そうして一方だんだん先細りしていくのとプラスして、その原油と合せまして、あるいはガス化学なりそうした方面をやっていくというわけであります。

○三輪貞治君　そうしますと、それは大体何%ぐらいをお考えになっているのですか。

○政府委員(川上盛治君) 現在商習慣として七、八%ということになっておりますが、これは通産大臣の承認事項に考えておりますが、私どもといたしましては大体五%程度というふうに考えておりますが、この点は十

分検討した上で、はっきりそのパーセントテージをきめたいと考えております。

○三輪貞治君　そうしますと、鉱業権

の対価を現物で一応支払う、こういうことなんです。

○政府委員（川上爲治君） さようでございます。

○栗山良夫君 新会社の開発した油田から出る油の単価でございますが、これはおそろく私は見込みがつかないと思います、幾らになるのか。採算点から言ひましてね。しかしそれはどんなふうに高くてもやはり精製会社は買ひ入れれようという約束がございますか。

○政府委員(川上爲治君) 現在この帝

○政府委員(川上爲治君) 現在この帝

石の油につきまして九千三百五十円程度で販売いたしております。その九千三百五十円というのは、輸入の原油と比較しますと、これは相当割高でございまして、従いまして、もしこれを下げるといふようなことになりまして、これはほとんど帝石はつぶれてしまうというふうなことになるのじゃないかと思ひますが、私どもの方としましてはこの新会社におきまして、最初の五年間におきましては、大体現在の価格程度の九千三百幾らぐらいで販売していきたいと思ひております。それからその以降におきましては、相当これはコストが切り下げられますので、輸入価格と太刀打ちできるような価格になって参ると思ひますので、少くとも百万キロリッターぐらゐ出しましたならば、その程度まで下げて販売さすようにしたいといふふうな考へております。

○栗山良夫君 そのところがやはり大事な問題じゃないかと思ひます。先ほどから精製会社のことかといふと、言われましたが、二千円以上も差のあるものを、精製会社を買わしてあるから、精製会社の方では帝石なり日本産業に対してある程度これは貸し越しになつておるわけですね。ですから精製会社に向つて、なぜ原油の関税を上げないかと、こういう工合に迫つても、精製会社はそこにもちゃんと貸し越しがあつて、それから、なかなか言うことを聞かない。そしてあやしいパンフレットを出して消費者をおだてて、消費者の反対氣勢をあふつて、原油の関税を変えなかつたかぬといふ声明をしておる、というのが実態なんです。その精製会社の内容自体はどうかと言へば、

せつかく相当高利潤を上げ、しかもパンフレットの中であつておるといふことをはつきり言つておる。精製会社があるのはどこが悪いという行方だ、こういうことを許さざるを得ないことになつてきます。従つてそれをためるのには、やはり政府が力をもつてはいかぬ。やはり若干摩擦は起るかもしれないが、日本の産業を思ふたならば、勇断をすべきだと考へております。この点が私の考へですが、鉱山局長はどういうふうな考へるか。

それから第二点の、先ほど株主に遠慮して、帝石を投資会社に再編成することは趣旨としてはよいとおっしゃるが、株主は承知しないからできないとおっしゃる。しかし憲法二十九条には、「財産権はこれを侵してはならない」といふことがあります。であります、しかし財産権といふものは絶対なものではない。もしこれが金科玉条ならば、社会党が内閣をとつたときには計画経済はできない。(笑聲)ところがちゃんと「財産権の内容は、公共の福祉に適合するうちに法律でこれを定める」といふようになっておる。第三項には、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができ」といふ書きである。だから先ほど石橋通産大臣は株主に対する遠慮といふことをおっしゃつたが、憲法はちゃんとできるやうになつておる。この点に対する御所見を伺いたい。

○政府委員(川上爲治君) この価格の問題につきまして、そういう御意見があることは、これは私はごもつともな御意見と思つております。ただ現実の問題として、帝石の販売価格を非常に安くして、国際価格と同じやうな価格で販売せよといふやうなことになる、格で販売せよといふやうなことになる、とて、これもこれは帝石は立ていくまいといふふうな考へますので、私どもの方としましては、私どもの方の中へ入つて、大体こういう価格で一つ買つてもらいたいといふことで、精製会社を納得としてやつておるわけでございます。いつまでもこういうやうな状態でありまして、いふやうな価格を結局引き下げることはできないといふやうな状態になつて参りますので、この際われわれといたしましては、百万キロの増産をしまして、そしてコストを相当切り下げますといふと、たとえば外国原油が入りまして、十分太刀打ちするところまでやつていけるといふやうな考へもいたしたすので、従いまして私どもはこの際早急に相当な増産をいたしまして、価格を切り下げるといふことも非常に大事なではないかといふふうな考へておるわけでございます。もちろん関税との関係において矛盾しておるところはあるかもしれないけれども、関税は関税としてわれわれはある程度かけても差しつかえないのではないかと、いふことで、これは精製業者等におきましては、相当な反対もありまして、おきまして、われわれとしては、この際関税をある程度かけていきたいといふふうな考へておるわけでございます。

また、果してそういうことにした方がいかうかといふ点については、先ほど申し上げましたに、別会社を作つた方が金も集まりやすいといふやうな方々の意見もありましたので、私どもの方としましては、この際特別な会社を作つた方がやりやすいのではないかと、いふふうな考へまして、やつたやうな次第でございます。

○栗山良夫君 株主の問題は現憲法ではむづかしいと、いふやうな考へは、むづかしいが、これは古池さんのおっしゃいましたが、これは古池さんのおやりになつた電力管理令、戦争中ですよ。旧帝國憲法時代ですよ。あのときでもちゃんとやりになつた。あなた、調書まで出しているわけですよ。委員長として。それで、あれよりもうんと短かい憲法、今の憲法といふものは私が今讀み上げた通りです。そんなことができないなどといふのはおかしいと思つたのです。この点は私の今言つた後段の意味も含めて石橋通産大臣一つお答え願ひたい。

○國務大臣(石橋湛山君) なるほどやればできるものであります。これは戦時中とも違ひますし、占領中とも違ひます。現在においては私はやはり大體において、社会主義の社会党の政府になりましたら、何をされるかしりませんが、これは根本方針が變つてくれれば別であります。現在の政府としては大體自由主義、あるいは資本主義といふ言葉も語弊がありますが、大體資本主義で行くと、いふやうな建前でありまして、従つてこれはまあ万が一やむを得ないときは、なるほど財産権の制約といふこともいさなければならぬと思ひますけれども、これはいふゆる伝家の宝刀で、なかなか容易に使うべ

からざるものである。どうも石油開発会社くらいのことではそれをむやみに使うといふことは、これはかえつて弊害が多いと私は考へております。

○三輪貞治君 ちょっと資料なんです、先ほどの御発言にもありました原油の価格が輸入原油よりも高い。しかし五ヶ年計画を完遂して、百万トンが出るやうになれば、だんだん下つていくのだといふことですから、その過程においてどういふふうな下つていくのか。五十万トンになつたときはどうか。もし試算があれば百万トンに達して、それだけ下るといふ、ずっと年次別のもの、試算されたものがあれば一つ出してもらひたい。

○政府委員(川上爲治君) 一応の案がありますので、お出しいたします。○藤田進君 先ほど大臣の御答弁の中から見ても、ここに資料も与えられておりますが、きつめて高度な技術とチーム・ワークを必要とするという観点から、帝石の陣容をこれを横すべりに新会社に移したいという構想のようでありまして、なるほど技術を要することでありまして、なるほど勤を必要とする作業だと思ひますが、しかしそれと同時に重要なものは、この会社の代表取締役がどういふ人をもつて充てるかといふ点が、今後の発展と会社とのチーム・ワークにとつても重要な要素を持つたところと思ひます。会社ができれば、どこか探せばあるだらうといふ、そういう無責任な提案ではなからうと思つております。七名の代表取締役をそれぞれお伺ひいたしませんか、少くともこの会社を主宰すべき人については、どういふ人をお考へになつてゐるか、この点を明確に御答弁

願いたいと思います。

○國務大臣(石橋湛山君) これはいすれ設立委員がきまして決定をいたすこととありますが、しかし私どもとしても現在いろいろ考慮して、あれやこれやと考えておりますが、まだどこへもっていくかというようなことは決定しておりません。

○藤田進君 そのあれやこれやといえは、これは二人以上になるわけですが、これはその数が日本に考え方によつてはなからうかと思ひます。この法案に非常に熱心に賛成し、あつたからといつて、それをすぐに役所をやめさせて、現職で持つていくわけにもいきにくいだらう。そのあれやこれやといふのは、こんなものを作つたつて、その適任者がなければだめなんで、技術者の方はおつしやう。五千八百名なり、将来必要とする……。たとえはどういう人ですか。鮎川さんがおやりになるという話もありますが、あなたがきめになることになつています。あなたでなければ答弁はできないはずで。

○國務大臣(石橋湛山君) 私としてもまだ決定いたしていません。むろん鮎川君という話も出ておらないことはございせんが、これにはこれでいろいろな難点もございしやう。ほかに財界方面でいろいろに適任な人を物色しておるといふわけでありませう。

○藤田進君 たとえば小林中さんとかそういう人でありませうか。

○國務大臣(石橋湛山君) 今そういう方面の金融方面には結局どうなるかしりませんが、現在にはむしろそれよりも産業界で、できるだけこういう地下資

源に今まで経験のある人の中で、たれかないかというふうに考えております。

○藤田進君 私はまだあまり知識はありませうが、金融関係でないといふれば、地下資源関係となれば非常に窓口は狭くなりまして、それはどういふ人がありますのか。私はまだ全然わかりませうので、お聞かせいたしたい。これはこの会社に密接なる関係を持ちます。御承知のようにかつてきた特殊会社についても、その總裁のことについてなかなかいさことがあつて、あなたも御苦労になつておられるので、また内閣が変ればどうなるかわからないといふやうな、それが政治資金にもからんだり、いろいろなこと伝へられておられるわけですから、明朗に一つ御答弁をいたしたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) ちょっとお答えしにくいのですが、まあその形式からいへば、結局株主總會が選んで、これをこちらが任命するといふやうな形になります。なかなかわれわれとしては、どういふ人がいいだらうといふことは、これは實際問題として考えていることは事実であります。今のところではまだ見当はついておりません。

○藤田進君 だけれども、株主總會の議決を経なければ、それは全部、どういふ人であるかともあなたのはむといふことになるわけですが、そういう先例を開いて第一回からおやりになるわけですか。法案はそうなつてはいない。

○國務大臣(石橋湛山君) 必ずしもそれを無条件にむといふことも考えておりませう。徹底的に調べなきやいかぬ。

○栗山良夫君 それはおかしいです

よ。先ほどの大臣の民間会社尊重の精神とだいい違ひますよ。といふのは少くとも株主總會で議決したものをあなたのがめめといふのは、これは大へんなことですよ、通産省として。それはちよつと取り消しになつた方がいいですよ。(笑聲) これはそれよりも、ちよつと正直に、そういう株主總會で議決になる前に、会社の方、株主の方と相談をして、意見の食い違ひのないやうに善処をします、ちよつと危ないです。

○國務大臣(石橋湛山君) いや、法律の建前からいふと、通産大臣が認可することになつておりますから、それだから今は形式から申す云々として上げたのです。それは實際の問題として十分話し合ひをして、もうだれが見てもこの人ならと思はれるやうな人一つ何とかが推薦されるやうにいたしたい。

○栗山良夫君 そうそう、それがいいです。(笑聲)

○理事(古池信三君) どうでしょう、まだいろいろ御質問があるだらうと思ひますが、だいい時間過ぎましたから……。

○藤田進君 要するにこの会社の代表として統轄し得る自信がある人があるといふ見通しがついておられるのですか、御大なる者があるかないか、そんなことはわからないのですか、それがあつたという確信があるわけですか、どうなんですか。

○國務大臣(石橋湛山君) いや、そう突つ込まれれば、最後の覚悟は持つております。しかしながらこれは私政府

の關係でありますから、そう人間はあの人、この人といふわけにも参りませぬから、こゝで申し上げられませぬし、また今物色しておる人も、うっかりこれは、さあだれがいいかといふやうなことを申して、これが実現しなかつたりなどした場合には、申しわけありませんから、申しませうが、考へておる人もあります。あります、もうどうしてこのほかにない場合には……。

○三輪貞治君 今の問題はちよつと今の設立委員ですがね。この会社の将来の消長、並びに石油資源開発について非常に關心を持つておられるのは、産業界の人や金融界の人ばかりじゃないの、すね。一番深い關心を持つておられるのは、石油関係業者の、實際の仕事をしておる人だと思ひます。で、石油産業関係の労働組合あたりから設立委員に入れるといふお考えはありますか。

○國務大臣(石橋湛山君) 設立委員にはなるべくそういう人達も入れてほしいと思ひます。

○上林忠次君 小さい話になりますけれども、私はこの石油関係に外資が入るといふことは一番困るので、なるべく国内のこの民間資本が成長するやうにしようといふことを、初めのこの石油産業に對して申し上げたことがあつたんでありますけれども、この表を見ますと、一部の会社は相當な外資を持つておる。しかもこの一番苦しい採油をやつておる帝石のやうな会社には入つていない。こういうのは、精製なんつていうのは簡単な仕事で、その外資を入れないのくらゐの技術は日本にもあるのじゃないか。何も外國の技術や資本に援助

を求めなくても、大丈夫でできるのだ。こゝういふやうなところへ入れておいて、まあ石油資源としては少い所を無理して掘つておられるという帝石に對しては、外資を入れておらぬ。なぜあつていふ方面に入れないか。出たものは日本の輸入品に比べて原油は高いのだ。高いものをやっぱりそれを使つて一般市場価格で売らせておる。売らせるならば売らして、帝石の販売価格が相当これは苦しい値段で売つておられるのでありますから、これに對しては苦しさをやいするだけの原油を外國から仰いで行けない。おそろくこの帝石には入つておらぬと思ひますが、日本の原油に比べて安い原油を入れた会社がこの精製会社でありまして、精製会社はこれは不当な利得を得ておられるのじゃないか。かようなことで日本の石油開発がきるか。まあ苦しまぎれに今回はまた別の会社がきまして、ああボーリングをやるやうなあの苦しい仕事は、新しい会社で國の資本で、國の犠牲をやつていこうといふやうなことで、あつておるやうな会社ができるやうになつておるんだらうと思ひますが、私はこういうやうなのは、なぜこの今のままだも苦しい原油を掘り出しておるその会社に、この外油を入れて、安い外油を入れて、これを立たせてやる——生産コストの高いやつをそのまの犠牲で売らしてはどうかといふやうなのは、通産省としてはおかしいじゃないか。その点はどういふお氣持でやつておられるのか。簡単な精製事業の方に外資を入れて、これで甘い汁を吸わせておる。片一方日本の採油の方は、苦しまぎれ

そにういう高い原油を使いながら、精製してある。それが現状だろうと思いますが、なぜそういう工合になつてゐるのですか。もともとこの外資をどういうようなところに入れてゐるのはおかしい。こんなところに入れてくれないならば、なぜ帝石のような、採掘からやつておる苦しい採算のとれないような会社はこの安い原油を入れて精製の方の仕事をやらして、高い原油をこれでプールのしていくことをしなうんですか。どういふようなわけなんですか。

○政府委員(川上爲治君) 精製会社に外資を入れたのは、これはいろいろな理由があるのですが、今お話があらましたまふこれは技術は大したことではないから、そういうものに外資を入れてやる必要はないじゃないかという御意見でありますけれども、やはりこの日本の精製技術と外国の精製技術とは格段の相違は従来あつたわけでありまして、これは二、三年前におきましては、非常にその問題を指摘されたわけでございます。たとえ日本の技術におきましては、オクタン価の非常に高いガソリンというものはどうしても作れなかつた。これを最近におきましてようやく八十をこえるようなものができるようになつたのでありますけれども、それでもなお外国の精製業者と比べますと、技術はまだ落ちております。現在におきましてはなおそういう改良につきまして、向うの技術を入れて盛んにまだやつておる最中であります。そういう意味におきまして、やはり外国の技術を入れるということも、非常にこれは精製業者にとつては大事なことでございまして、そういう意味もからみまして、外国の資本も

従来入つてきたものと私どもは考えております。これは私がまだ担任する前からやつておりますので、そういうふうには私は考えております。

それからまた實際問題として、相当のこれは金がかかるわけでございます。従いまして早急に特に太平洋沿岸の精製工場を復帰するというような関係もありましたので、外国の資本も相当に入れました。そして復讐をやつたわけでございます。そういう関係から、現在いるるな会社に対しては、相当の外国資本が石油業界にとつては入つておるわけでございますけれども、最近まあいふいろいろの弊害が起きておりますので、私どもとしましては、これは今後においては何とかこれを、その弊害のところをチェックするような方法を講じていかなければならないというふうなことを考へておるわけでございます。

それから帝石の問題につきましましては、従来実はこの国内においてそんなに資源があるかどうかというような疑問もあつたわけでありまして、帝石において別に外国資本を入れて、そして大々的に開発しようというような問題はほとんど起らなかったわけでございます。むしろ政府は帝石に株を持つておるものをだんだん売り払つて、これは純然たる民間の会社にしちまつて、そして勝手にやるというような態度をこく最近までとつておつたのであります。それが最近になりましたから、石油資源の開発審議会におきまして、いろいろ実地調査を二年間にわたりましたところ、日本において決して捨てたものではな

い、金を相当かければ、ドイツにも負けないあるいはフランスにも負けない、相当石油資源が開発されるんだといううな、これは技術者の、エキスパートの答申がありまして、従いまして、この際一つ大きな開発をしなればならぬのじゃないかというふうな考へまして、こういう会社を作りまして、そして開発をやりたいということに考へておるような次第でございます。

○上林忠次君 それではまあ帝石が掘り出します高い原油の割当の数量を別に按分して輸入を現在やつておるのですか。各社の割当ですね、高い原油を使つておる者は損だ。ところが外国の安いコストの石油を合せて使つていくなら、プールの石油を適當な今の市販の値段で出せる。極端に言うなら、帝石のやうな自分のところで掘り出した、高いコストのやつを掘り出して使つていたらこれはやつていけない。市場価格が特別な価格で出るならいいけれども、同じ価格の値段で売らなければ、原料の高いやつは損だ。行先はどこと、おのおの行先別に高い原油を使つていく。その使つてゐる数量、割合をもとにして安い輸入油を割り当てるといふことなら、これはわかりませうけれども、その点はどういう工合になつておるのですか。

○政府委員(川上爲治君) 私どもの方が中に入りまして、この帝石の販売する価格を大体九千三百五十円程度と考へております。ただ国内の石油というのは外国の石油よりも実は非常に品質がよくありますので、これは物価庁時代のマル公価格があります時分に千円程度のメリットをつけております。し

かしそういうメリットがあるにしましても、外国の輸入油よりも高いわけでありまして、従いまして帝石関係の油を買う方面に対しては、そういう工場の対しましては、外貨の面で私どもはよけいにつけてまして調整いたしております。そういうことで、決して帝石の方から買うものが、この精製会社の方が大きなマイナスになる、負担になるというやうなことになるやうな調整は現在いたしております。

○上林忠次君 按分にして、高い分を使う割合で、おのおの輸入油も安い原油を割り当ててやつておりますか。

○政府委員(川上爲治君) これは厳密に言いますと、非常に厳密な意味の按分をやつておりませんけれども、大体ある程度の調整はいたしております。あまり厳密にすることがいいかどうかという点もまた疑問がありまして、いざ日本海方面に工場を持つてゐるのだから、その国産原油を買うのは宿命的なことではないかというやうな議論もありますので、厳密な意味の按分はいたしておりません。しかしある程度調整はいたしております。

○理事(古池信三君) いかかでございます。きようはどのくらいで……。

それでは本日は、これをもって散会いたします。

午後六時十三分散会

七月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、株式会社科学研究所法案(衆)

株式会社科学研究所法案

株式会社科学研究所法案(衆)

(研究所の目的)

第一条 株式会社科学研究所は、わが國産業の振興および發展に寄与するため、科学技術の向上に必要なる事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第二条 株式会社科学研究所(以下「研究所」という。)の株式は、額面株式とする。

2 研究所の株式は、記名株式とする。

3 研究所は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百四十四条の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる者が議決権の三分の一以上を占めることとならないようにするため、株式の譲渡を制限することとができる。

一 日本國籍を有しない人

二 外國又は外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの

三 外國の法令に基いて設立された法人その他の団体

四 法人であつて、前三号に掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の三分の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの

4 前項の規定により株式の譲渡を制限する定をしたときは、その定を登記しなければならぬ。

(政府の出資)

第三条 政府は、予算の範囲内において、研究所に対して出資することとができる。

(商号の使用制限)

第四条 研究所以外の者は、その商号中に株式会社科学研究所という

文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人数)

第五條 研究所の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(代表取締役等の選定等の決議)

第六條 研究所の代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(代表取締役の兼職制限)

第七條 研究所の代表取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)

第八條 研究所は、その目的を達成するため、次の事業を営むものとする。

- 一 科学技術に関する試験研究
- 二 前号の事業に係る成果の普及
- 三 前二号に掲げるもののほか、研究所の目的を達成するために必要な事業

2 研究所は、前項第三号に掲げる事業を営もうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(事業計画等)

第九條 研究所は、毎營業年度の開始前に、その營業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、前項の認可にあつては、研究所における研究の自主性を不当に拘束しないよう

に考慮して、これをするものとする。

(重要な財産の譲渡等)

第十條 研究所は、通商産業省令で定める重要な財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債の募集及び資金の借入)

第十一條 研究所は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十二條 研究所は、商法第二百九十七條の規定による制限をこえて、社債を募集することができ、ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により研究所に現存する純財産額のいずれか少額の二倍をこえてはならない。

(一般担保)

第十三條 研究所の社債権者は、研究所の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(補助金の交付)

第十四條 政府は、研究所に対し、予算の範囲内において、第八條第一項第一号の事業を行うために必要な費用の一部を補助金として交付することができる。

(定款の変更等)

第十五條 研究所の定款の変更、利

益金の処分、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六條 研究所は、毎營業年度終了後三月以内に、その營業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに營業報告書を通商産業大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七條 研究所は、通商産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、

(協議)

第十八條 通商産業大臣は、第九條から第十一條まで又は第十五條(研究所の定款の変更の決議に係るもの)については、研究所が発行する株式の総数を変更するものに限る。の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九條 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、研究所からその業務若しくは経理の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、研究所の營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立ち入る検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立ち入る検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第二十條 研究所の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十一條 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第二十二條 第十九條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第二十三條 次の各号の一に該当する場合に、その違反行為をした研究所の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第九條第一項の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

二 第十條の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

三 第十一條の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

四 第十六條の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは營業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

五 第十七條第二項の規定による命令に違反したとき。

第二十四條 第八條第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした研究所の取締役は、五十万円以下の過料に処する。

第二十五條 第四條の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(研究所の設立)

2 通商産業大臣は、設立委員を命じ、研究所の設立に關して発起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 昭和二十七年八月四日設立された株式会社科学研究所(以下「旧研究所」という。)は、研究所の設立委員の任命後二月以内に商法第三百四十三條に規定する株主總會の決

議を得て、研究所に対してその營業の全部を出資することができ
る。

6 旧研究所が前項の出資をする場
合においては、旧研究所の株主は、
その所有する株式の数に比例して、
研究所の株式引受人となる。

7 前項の規定により引き受けるこ
ととなる研究所の株式に一株に満
たないものがある者の所有する旧
研究所の株式については、設立委
員は、商法第三百七十九條第一項
に規定する処分をすることができ
る。

8 旧研究所は、附則第五項の決議
があつた後は、その財産を善良な
管理者の注意をもつて管理しなけ
ればならない。

9 附則第五項の規定により旧研究
所が出資する營業の価格は、臨時
に通商産業省に置く評價審査会が
決定する。

10 前項の評價審査会は、委員七人
をもつて組織する。

11 旧研究所は、附則第五項の出資
をする場合においては、研究所の
成立の時に於いて、解散するもの
とし、その権利及び義務は、研究
所に承継されるものとする。この
場合においては、商法第七十七
條第三項の規定は、適用しない。

12 前項の場合において、旧研究所
の株式を目的とする質権は、附則
第六項の規定により旧研究所の株
主が受けるべき株式又は附則第七
項の処分により旧研究所の株主に
交付すべき金銭の上に存在する。
13 商法第二百九條第四項の規定
は、前項の質権に準用する。

14 株式申込証には、附則第三項の
定款の認可の年月日を記載しなけ
ればならない。

15 附則第六項の規定により旧研究
所の株主が研究所の設立に際して
発行する株式の總数を引き受けた
場合においても、研究所の設立は、
募集設立に関する商法の規定によ
るものとする。

16 商法第六十七條及び第八十
一條の規定は、研究所の設立につ
いては適用しない。

17 附則第二項から前項までに規定
するもののほか、第九項の評價審
査会、研究所の設立及び旧研究所
の解散に關して必要な事項は、政
令で定める。

(商号についての経過規定)

18 第四條の規定は、この法律の施
行の際現にその商号中に株式会社
科学研究所という文字を使用して
いる者については、研究所の成立
後六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

19 研究所の成立の日の属する營業
年度の事業計画、資金計画及び収
支予算については、第九條中「每
營業年度の開始前に」とあるのは、
「研究所の成立後遅滞なく」と読み
替へるものとする。

(租税特別措置法の改正)

20 租税特別措置法(昭和二十一年
法律第十五号)の一部を次のよう
に改正する。

第十條の五の次に次の一條を加
える。

第十條の六 株式会社科学研究所
が、左の各号に掲げる事項につ
いて、登記を受ける場合における

る登録税は、これを免除する。
ただし、資本の金額又は増加資
本の金額のうち、政府の出資及
び株式会社科学研究所法附則第
五項の出資に係る部分に限る。

一 会社の設立
二 会社の資本増加

(工業技術院設置法の改正)

21 工業技術院設置法(昭和二十三
年法律第二百七号)の一部を次
のように改正する。

第三條第四号の二の次に次の一
号を加える。

四の三 株式会社科学研究所に
關する事務を処理すること。
第六條に次の一号を加える。

五 株式会社科学研究所に關す
る事項

昭和三十年七月二十八日印刷

昭和三十年七月二十九日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局